

安城市障害者福祉計画

「第5次安城市障害者計画」

「第6期安城市障害福祉計画」

「第2期安城市障害児福祉計画」

(案)

令和3（2021）年 月

安城市

目次

序 論	1
Ⅰ 計画策定の趣旨	3
Ⅱ 障害者支援や障害福祉をめぐる動き	4
1. 障害者支援関連法の整備	4
2. 障害者基本計画（第4次）の概要	6
Ⅲ 計画の位置づけと期間、策定体制	8
1. 計画の位置づけ	8
2. 計画の期間	9
3. 障害のある人の定義と支援体制	10
4. 計画の策定体制	12
障害者等の状況	15
Ⅰ 市の人口推移と人口構成	17
1. 市の総人口の推移	17
2. 人口の構成	18
Ⅱ 障害のある人の状況	19
1. 各手帳の所持者数と総人口に占める割合	19
2. 身体障害者手帳所持者数の状況	20
3. 療育手帳所持者数の状況	22
4. 精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況	24
5. 難病患者等の状況	25
6. 療育支援の必要な児童・特別支援学校・特別支援学級の状況	26
7. 医療費の助成状況	27
Ⅲ 市の計画の実施状況と課題・施策ニーズ	28
1. 第4次安城市障害者計画の実施状況	28
2. 今後の施策推進に向けた課題・施策ニーズ	29
第5次安城市障害者計画	31
Ⅰ. 基本理念	33
Ⅱ. 計画を貫く視点	34
Ⅲ. 重点施策	36
1. 親亡き後を見据えた支援	36
2. 相談支援の充実	38
3. 就労支援の充実	40
Ⅳ. 施策体系	42
Ⅴ. 施策の展開	44
1. 生活環境	44
1-1 安全・安心な住環境の整備	45

1－2	人にやさしいまちづくりの推進	46
1－3	地域福祉活動の推進	47
1－4	防災・防犯等の推進	49
2.	生活支援	51
2－1	生活支援サービスの充実	52
2－2	経済的支援	54
2－3	文化芸術・スポーツの振興	55
3.	相談・情報提供	56
3－1	相談支援体制の充実	57
3－2	情報提供の充実	58
3－3	意思疎通支援の充実	59
3－4	権利擁護の推進	60
4.	療育・教育・子育て	63
4－1	子ども発達支援の充実	64
4－2	子育て支援の充実	65
4－3	インクルーシブ教育の推進	66
5.	保健・医療	68
5－1	障害の原因となる疾病の予防	68
5－2	医療サービスの推進	69
6.	雇用・就労	70
6－1	雇用・就労の促進	71
6－2	就労相談体制の充実	72
6－3	福祉的就労の支援	73
7.	啓発・広報	74
7－1	啓発・広報活動の推進	74
7－2	障害に関する理解の促進	75
第6期安城市障害福祉計画・第2期安城市障害児福祉計画		77
I. 障害福祉計画・障害児福祉計画策定に当たって		79
1.	計画の策定方針について	79
2.	計画の期間	81
3.	本計画における用語の定義と支援体制	82
4.	障害福祉サービス等の利用者の状況	83
II. 基本指針に基づく目標値		84
1.	成果目標について	84
2.	成果目標に対する目標値	85
III. 障害福祉サービス等の見込量と確保策		92
1.	障害福祉サービス	92
2.	障害者相談支援	97
3.	地域生活支援事業	98

4. 障害児通所支援・障害児相談支援	108
IV. その他の支援の見込量と確保策	110
1. 発達障害のある人及びその家族等に対する支援	110
2. 精神障害に対する重層的な連携による支援体制	112
3. 相談支援体制の充実・強化のための取組	114
4. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組	115
5. 子ども・子育て支援	116

序 論

- I 計画策定の趣旨
- II 障害者支援や障害福祉をめぐる動き
- III 計画の位置づけと期間、策定体制

I 計画策定の趣旨

平成 18（2006）年 12 月に国連総会で、「障害者の権利に関する条約（以下、「障害者権利条約」）」が採択されました。この条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するために各国がすべきことを定めた条約です。日本は、翌年条約に署名し、批准に向けた国内法の整備等が行われました。

まず、平成 23（2011）年に「障害者基本法」の大幅な改正が行われ、「全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現という新たな理念が掲げられ、地域社会における共生、差別の禁止（社会的障壁の除去）等の基本原則が規定されました。障害者の定義についても、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と改められ、心身の障害そのものが問題なのではなく、障害により日常生活や社会生活が妨げられる社会の側に問題があるという「社会モデル」に基づく考え方や「合理的配慮」の概念が新たに取り入れられました。

以降、様々な国内法の整備や制度改革が行われ、平成 25（2013）年 12 月に国会において、国内法が「障害者権利条約」の求める水準に達したと承認され、平成 26（2014）年に批准書を国連に提出しました。その後も国により、障害福祉の向上に向け、施策の見直しや制度の検討が継続的に行われています。

本市では、平成 27（2015）年 3 月に「第 4 次安城市障害者計画」を、平成 30（2018）年 3 月に「第 5 期安城市障害福祉計画」・「第 1 期安城市障害児福祉計画」を策定し、子ども発達支援センターあんステップの開設、地域生活支援拠点等の整備等、様々な障害福祉施策を講じてきました。

これらの計画期間が令和 2（2020）年度で終了することから、今後の障害福祉施策の基本方向を示し、総合的・計画的に推進するための次期計画を策定する必要があります。

障害の重度化や重複化、障害のある人やその家族の高齢化等に伴い、必要な支援も多様化・複雑化してきています。障害のある人を取り巻く状況の変化や国、愛知県の動き等を踏まえ、令和 3（2021）年度を初年度とする安城市障害者福祉計画（第 5 次安城市障害者計画・第 6 期安城市障害福祉計画・第 2 期安城市障害児福祉計画）を策定します。

Ⅱ 障害者支援や障害福祉をめぐる動き

1. 障害者支援関連法の整備

我が国の障害福祉制度は、平成 15（2003）年から「支援費制度」が導入され、行政がサービスの利用先や内容等を決定する「措置制度」から、障害のある人が自らサービスを選択し契約する方式へと大きく転換されました。

その後、平成 18（2006）年には、それまで身体・知的・精神の障害種別によって異なっていたサービス体系を一元化し、利用者負担の定率化を規定した「障害者自立支援法」が施行されました。その後、応能負担原則による利用者負担額の見直しや、障害者の範囲の見直し等が行われ、平成 25（2013）年には「障害者自立支援法」の改正により新たに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」）」が施行されました。

「障害者総合支援法」では、「地域における共生の実現」という理念の導入に加え、制度の谷間を埋めるため難病等をサービスの対象に含めること等が新たに定められました。

また、平成 24（2012）年 10 月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「障害者虐待防止法」）」が、平成 28（2016）年 4 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」）」が、同年 5 月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「成年後見制度利用促進法」）」が施行され、障害のある人に対する権利擁護が強く打ち出されました。

平成 28（2016）年には、発達障害のある人への支援をより一層充実させることを目的に「発達障害者支援法」の改正法が施行されました。平成 30（2018）年度からは「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正により、地方自治体において障害児福祉計画の策定が義務づけられるとともに、障害のある人の地域生活の維持・継続のための支援や就労定着に向けた支援の充実、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築、障害のある子どもに対するサービス提供体制の計画的な構築等が求められるようになりました。

平成 30（2018）年の「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行、令和元（2019）年の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下、「読書バリアフリー法」）」施行、直近では令和 2（2020）年 4 月「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下、「障害者雇用促進法」）」の改正法施行など、障害福祉の充実に向けた制度の創設、見直しが行われています。

年	障害者支援や障害福祉をめぐる動き
平成18（2006）年	障害者自立支援法の施行（平成18年4月1日） 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー法」）の施行（平成18年12月20日） 国連で障害者権利条約を採択
平成19（2007）年	障害者権利条約に署名（平成19年9月28日）
平成21（2009）年	障害者制度改革推進会議
平成23（2011）年	改正障害者基本法の施行（平成23年8月5日）
平成24（2012）年	改正児童福祉法の施行（平成24年4月1日） 障害者虐待防止法の施行（平成24年10月1日）
平成25（2013）年	障害者総合支援法の施行（平成25年4月1日） 障害者優先調達推進法の施行（平成25年4月1日）
平成26（2014）年	障害者権利条約発効（平成26年2月19日）
平成27（2015）年	難病の患者に対する医療等に関する法律の施行（平成27年1月1日）
平成28（2016）年	障害者差別解消法の施行（平成28年4月1日） 改正障害者雇用促進法施行（平成28年4月1日） 成年後見制度利用促進法施行（平成28年5月13日） 改正発達障害者支援法の施行（平成28年8月1日）
平成30（2018）年	改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法施行（平成30年4月1日） 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律施行（平成30年6月13日） 障害者基本計画（第4次計画）
令和元（2019）年	読書バリアフリー法施行（令和元年6月28日）
令和2（2020）年	改正障害者雇用促進法の施行（令和2年4月1日） 改正バリアフリー法一部施行（令和2年6月19日） 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行（令和2年12月1日）

2. 障害者基本計画（第4次）の概要

国では、障害者基本法第11条に基づき、「障害者基本計画（第4次）」を策定しており、障害者施策の最も基本的な計画として位置づけています。本計画の策定においても、この基本計画を踏まえた内容となるように留意します。

《計画期間》 平成30（2018）年度からの5年間

《基本理念》

障害者施策は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すべきである。

本計画では、障害者を、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できる支援と、障害者の活動を制限する社会的な障壁を除去するために政府が取り組む基本的な方向を定める。

《各分野に共通する横断的視点》

- （1）条約の理念の尊重及び整合性の確保
- （2）社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上
- （3）当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- （4）障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- （5）障害のある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援
- （6）PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

《施策の円滑な推進》

- （1）連携・協力の確保
- （2）理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

《各分野における障害者施策の基本的な方向》

- （1）安全・安心な生活環境の整備
- （2）情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
- （3）防災、防犯等の推進
- （4）差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- （5）自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- （6）保健・医療の推進
- （7）行政等における配慮の充実
- （8）雇用・就業、経済的自立の支援
- （9）教育の振興
- （10）文化芸術活動・スポーツ等の振興
- （11）国際社会での協力・連携の推進

SDGsについて

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された令和 12（2030）年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

日本でも積極的に取り組まれており、本市においても上位計画である「安城市総合計画」をはじめとして、あらゆる個別計画や施策・事業において SDGs に参画できる取組を推進しています。



《障害者施策と特に関連が深い目標》



3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
4. すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
10. 各国内及び各国間の不平等を是正する
11. 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

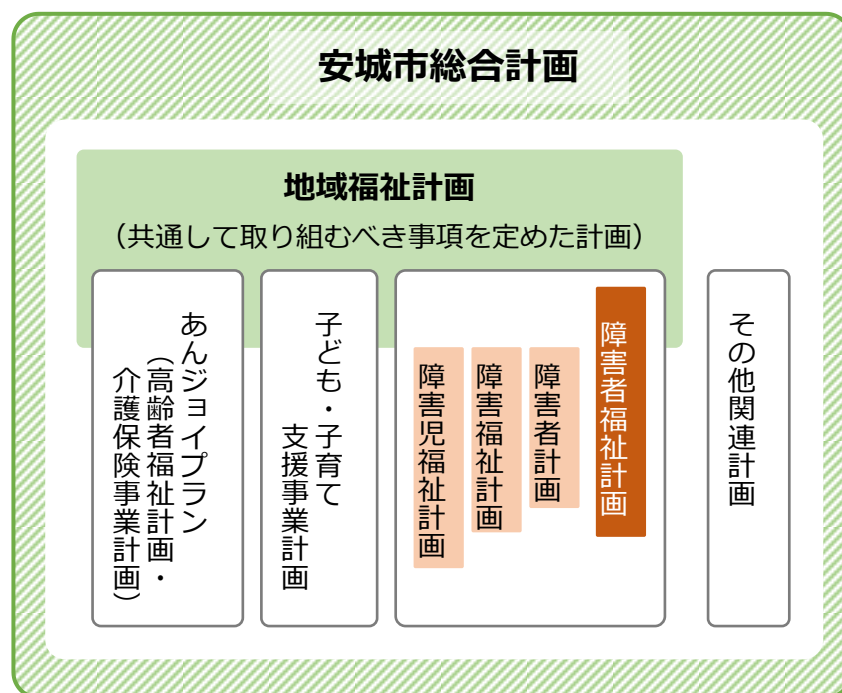
Ⅲ 計画の位置づけと期間、策定体制

1. 計画の位置づけ

「第5次安城市障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、本市における障害者施策全般にかかわる理念や基本的な方針、目標を定める計画です。

「第6期安城市障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として、「第2期安城市障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害のある人の地域生活や一般就労等の支援に向けて達成すべき目標を定めるとともに、障害福祉サービス、地域生活支援事業、障害児通所支援等の見込量や見込量を確保するための方策を定める計画です。

本計画は、本市における上位計画である「安城市総合計画」の障害福祉に係る個別計画と位置付けるとともに、「地域福祉計画」で掲げる基本理念「大きく広がれ福祉の輪 みんなで支える地域の輪」を障害福祉の視点から達成するための具体的な取組を示すものでもあります。計画の策定及び推進にあたっては、国の「障害者基本計画」や「基本指針」、愛知県の「あいち障害者福祉プラン2021-2026」等の内容を踏まえるとともに、本市の上位計画や関連計画等との整合を図ります。



2. 計画の期間

「第5次安城市障害者計画」の計画期間は令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間とします。

「第6期安城市障害福祉計画」及び「第2期安城市障害児福祉計画」の計画期間は令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とします。

▼ 今回の改定

和暦(年度)	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
西暦(年度)	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
安城市 障害者 福祉計画	第4次安城市障害者計画						第5次安城市障害者計画					
	第4期安城市障害福祉計画			第5期安城市障害福祉計画 第1期安城市障害児福祉計画			第6期安城市障害福祉計画 第2期安城市障害児福祉計画			次期計画		



3. 障害のある人の定義と支援体制

本計画における「障害のある人」という用語については、障害者基本法第2条で定められる、身体障害、知的障害、精神障害があるため継続的に日常生活、または社会生活に相当な制限を受けている人を総称することとします。

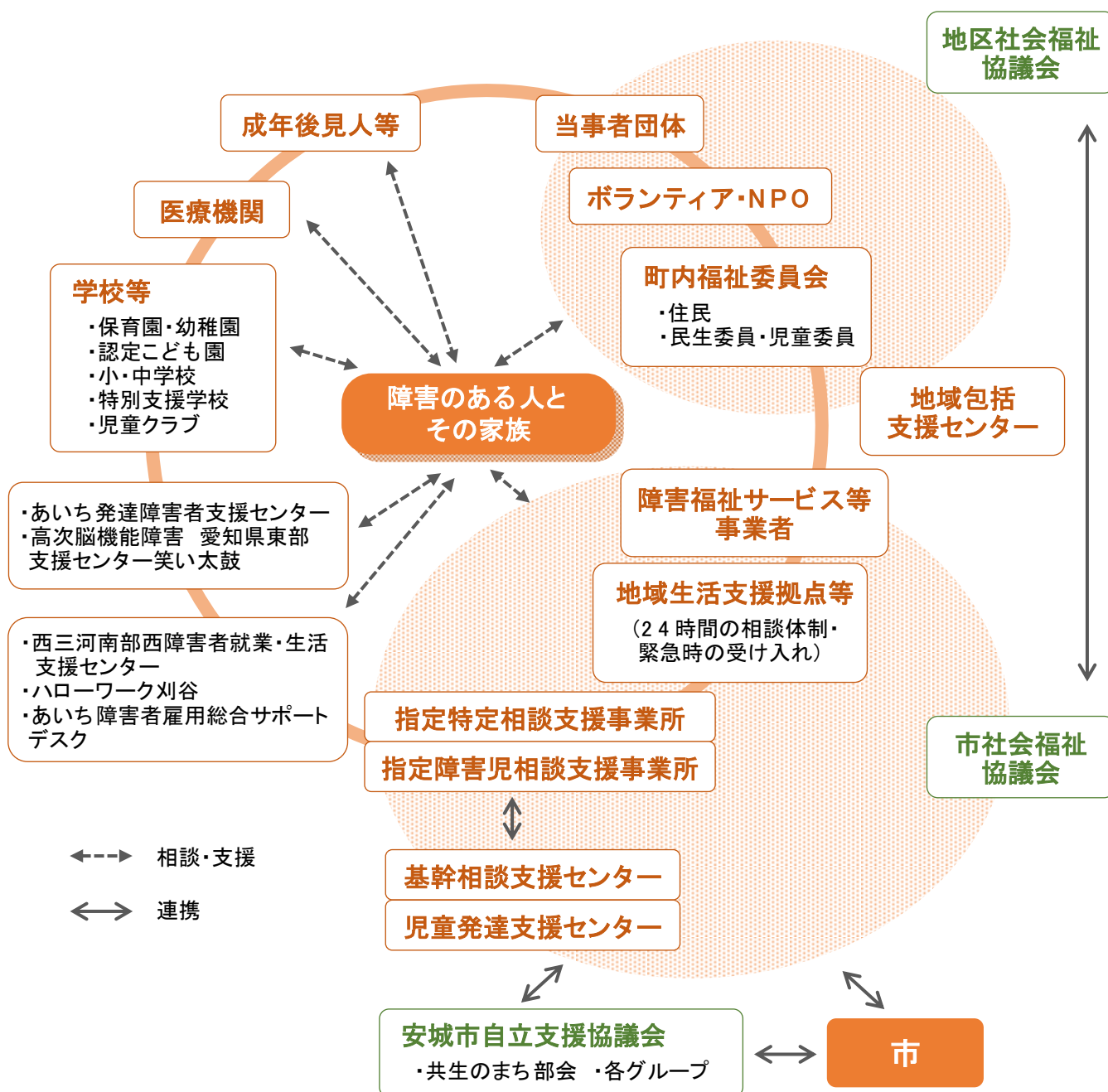
また、発達障害者支援法に規定される自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性の発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等のいわゆる発達障害のある人や高次脳機能障害のある人、難病の人についても本計画の対象者としてします。

障害のある人が地域のなかで安心して暮らし続けるためには、身近な支え合いから専門的な支援まで、重層的な連携支援体制の構築が必要です。

町内福祉委員会等地域の住民組織、民生委員・児童委員やボランティア、障害のある人同士の支え合いを軸に、行政、社会福祉協議会、障害福祉サービス等事業者や関係団体、関係機関等による相談支援や各種サービスの提供、相互の機能連携による見守りの充実や、より専門的な機関へのつなぎなど、障害のある人に関わる多様な主体が連携・協力することにより、障害のある人の地域での暮らしを支援します。



《支援イメージ図》



4. 計画の策定体制

(1) 障害者福祉計画策定委員会

障害者団体の代表、福祉・地域・医療・保健・教育・就労に関する団体の代表者、障害当事者（公募の市民）で構成し、市長から諮問を受け、審議と答申を行いました。

(2) 関係団体等懇話会（関係団体ヒアリング）

障害者団体や特別支援学校、障害福祉サービス等事業者などの代表者で構成し、関係団体ヒアリングを通じ、障害のある人、あるいはそれらの人と深く関わっている立場から現状に対する意見などをいただきました。

関係団体等懇話会 (関係団体ヒアリング参加団体)	安城市身体障害者福祉協会、安城市心身障がい児を持つ親の会「ひまわり会」、安城市手をつなぐ親の会、精神障害者安城地域家族会「ぶなの木会」、愛知県立岡崎特別支援学校、愛知県立安城特別支援学校、社会福祉法人ぬくもり福祉会、社会福祉法人聖清会、社会福祉法人ポテト福祉会、社会福祉法人ぶなの木福祉会、社会福祉法人観寿々会、社会福祉法人サポートパディ、NPO法人育て上げネット中部虹の会、安城市ボランティア連絡協議会
実施日	令和元年9月10日、令和2年1月28日、令和2年10月12日

(3) 安城市自立支援協議会

障害者団体の代表、福祉・地域・医療・保健・教育・就労に関する団体の代表者、障害当事者（公募の市民）で構成し、その下部に障害福祉サービス等事業者で構成する組織を有し、計画の策定に係る意見などをいただきました。計画策定後は、各施策の進捗状況を報告し、障害福祉をめぐる様々な課題について共有するとともに、市民視点、障害当事者視点、それぞれの専門的視点から意見を述べていただき、施策のより効果的な推進を図ります。

(4) アンケート調査

計画策定の基礎資料とするため、下記のアンケートを行いました。

区 分	障害のある人					一般	
	身体	知的	精神	難病患者	障害児 (18 歳未満)	一般	町内福祉委 員会委員
配 布 数	1,000	400	500	200	500	1,200	200
回 収	1,604 票／2,600 票 (61.7%)					808 票／1,400 票 (57.7%)	
調 査 期 間	令和元年 10 月 25 日～11 月 15 日（郵送）						

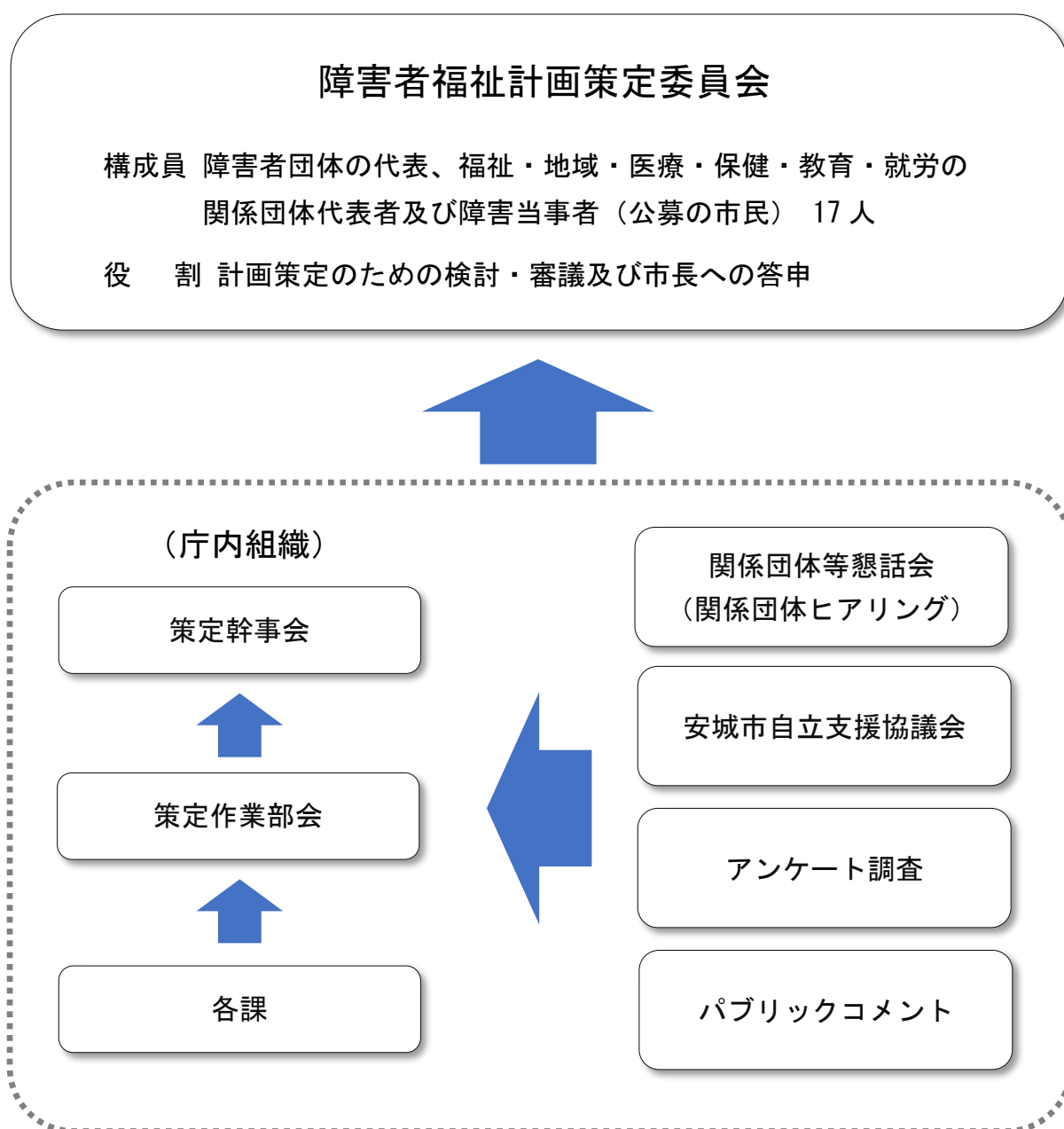
※アンケート調査の概要については、巻末の資料編に掲載予定です。

（５）パブリックコメント

広く意見を収集するため、パブリックコメントを実施しました。

実 施 期 間	令和２年１２月８日～令和３年１月８日
結 果	意見提出人数３名、意見提出総数７件

《策定体制図》



障害者等の状況

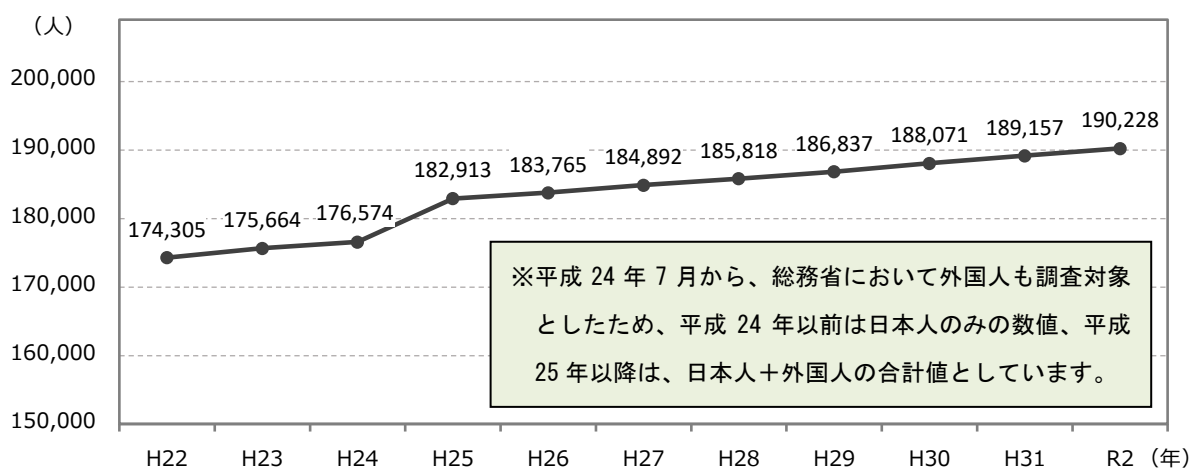
- I 市の人口推移と人口構成
- II 障害のある人の状況
- III 市の計画の実施状況と課題・施策ニーズ

I 市の人口推移と人口構成

1. 市の総人口の推移

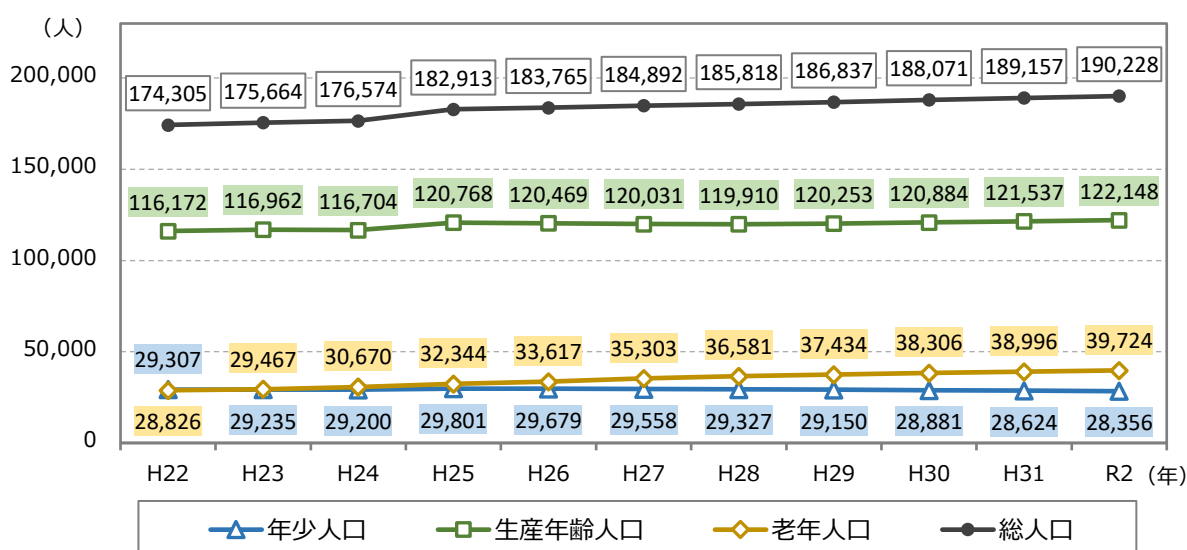
本市の総人口は増加で推移しています。また、年少人口（15歳未満）は減少、生産年齢人口（15歳以上～65歳未満）と老年人口（65歳以上）は増加で推移しています。

◆人口の推移◆



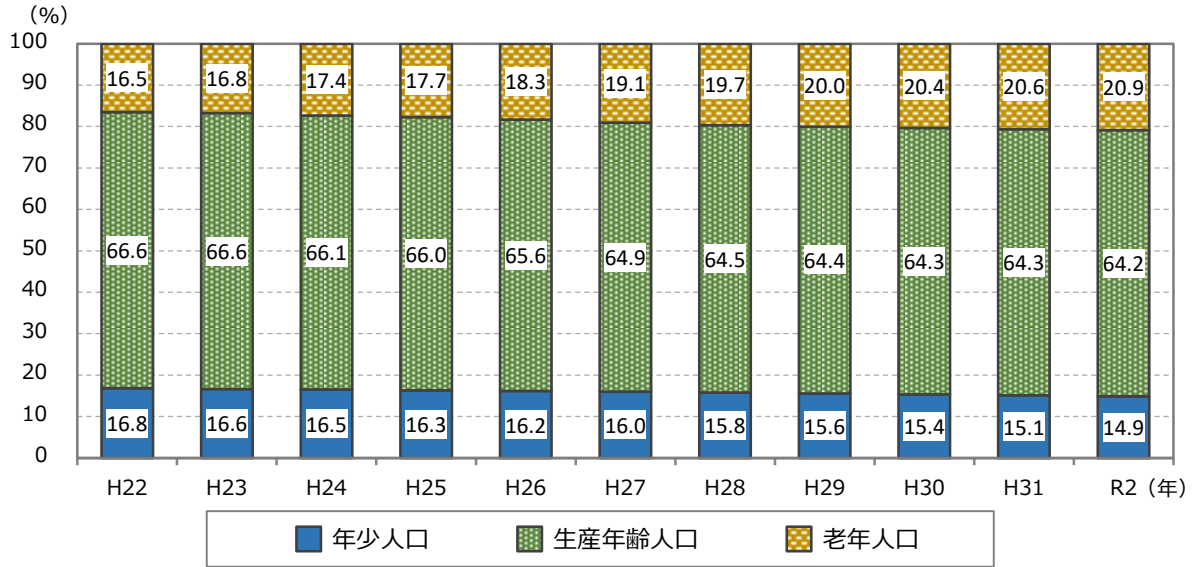
資料：総務省「住民基本台帳」※各年 1 月 1 日現在

◆三区分別人口の推移◆



資料：総務省「住民基本台帳」※各年 1 月 1 日現在

◆三区分別人口の割合の推移◆

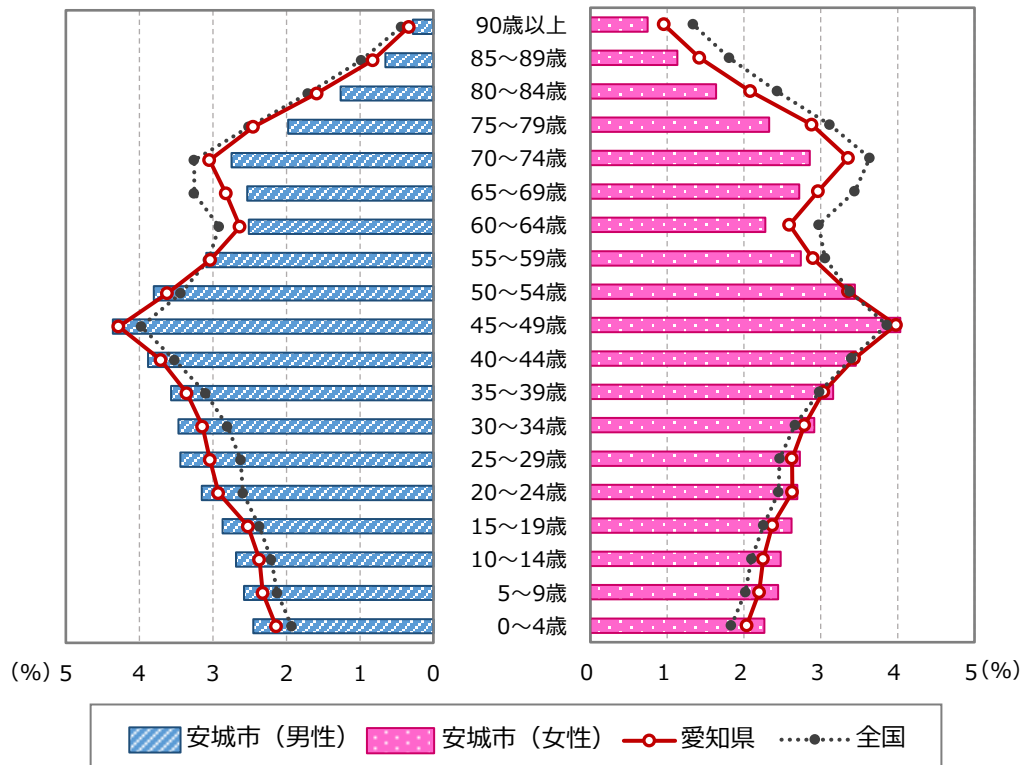


資料：総務省「住民基本台帳」※各年1月1日現在

2. 人口の構成

人口の構成を見ると、全国及び愛知県と比べて、本市は54歳未満の割合が高く、55歳以上の割合は低くなっています。

◆人口の構成（5歳区分）◆



資料：総務省「住民基本台帳」※令和2（2020）年1月1日現在

Ⅱ 障害のある人の状況

1. 各手帳の所持者数と総人口に占める割合

本市の各手帳所持者数の推移について、身体障害者手帳は横ばいから減少傾向にあります。療育手帳・精神障害者保健福祉手帳は増加傾向にあります。令和2年4月1日現在、市民の約38人にひとりが身体障害者手帳を、135人にひとりが療育手帳を、129人にひとりが精神障害者保健福祉手帳を所持している計算になります。

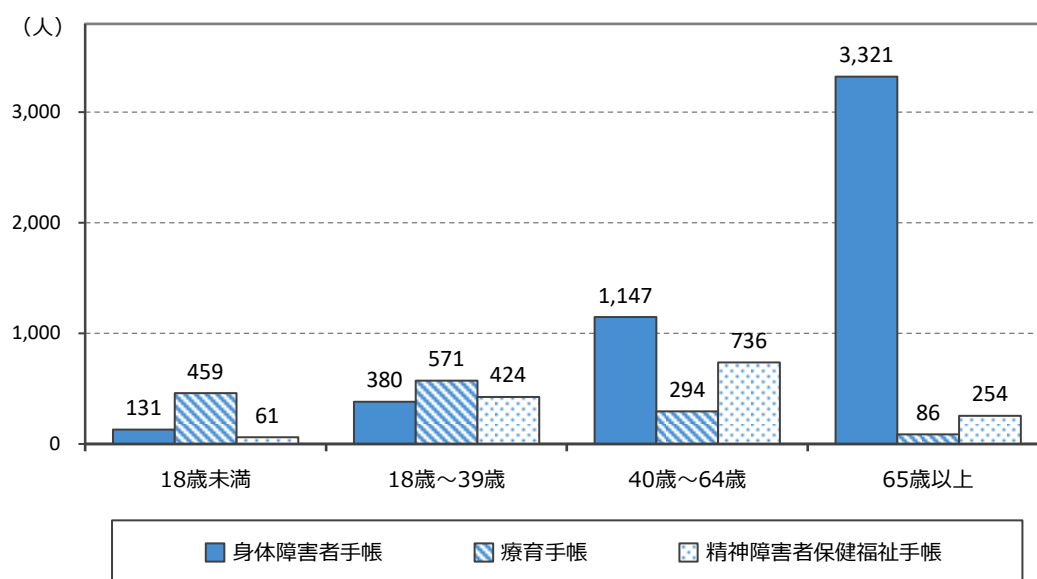
過去5年間の総人口の増加割合が、2.4%増であるのに対し、手帳所持者は7.5%増となっています。

(単位：人、%)

	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	合 計	総人口に 占める割合
平成28年度	5,039	1,214	1,061	7,314	3.94
平成29年度	5,022	1,264	1,118	7,404	3.96
平成30年度	5,038	1,305	1,254	7,597	4.04
令和元年度	5,010	1,361	1,323	7,694	4.07
令和2年度	4,979	1,410	1,475	7,864	4.13

各年度4月1日現在

◆障害者手帳所持者の年齢階層別内訳◆



資料：安城市（令和2年4月1日現在）

2. 身体障害者手帳所持者数の状況

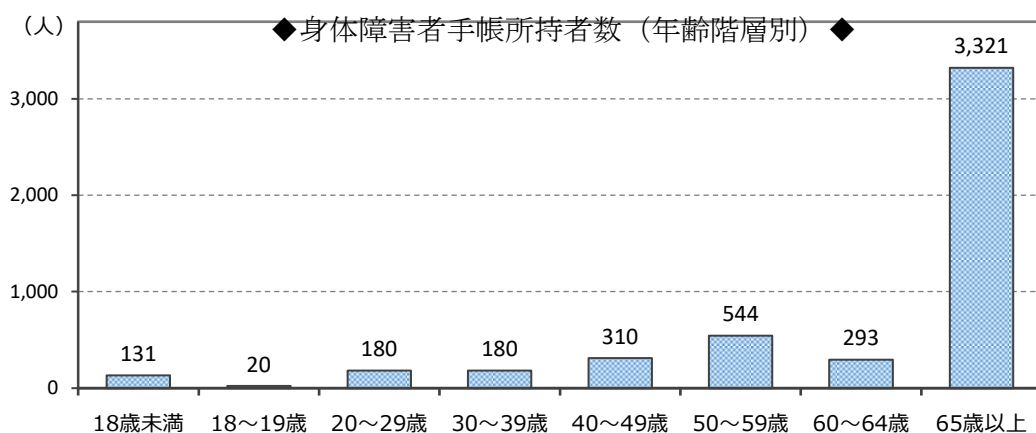
(1) 年齢階層でみる身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳の所持者は、高齢者（65歳以上）が全体の66.7%を占めています。

区分	等級別						計	※障害部位別				
	1級	2級	3級	4級	5級	6級		視覚	聴・平	音・言	肢体	内部
18歳未満	52	33	30	5	2	9	131	3	17	0	92	19
18～19歳	7	4	5	2	1	1	20	2	4	0	12	2
20～29歳	49	66	33	10	11	11	180	7	69	0	74	30
30～39歳	60	44	33	24	8	11	180	10	38	1	85	46
40～49歳	97	70	61	48	27	7	310	21	47	1	153	88
50～59歳	170	107	111	77	48	31	544	37	51	5	283	168
60～64歳	72	52	72	59	29	9	293	17	19	3	169	85
65歳以上	932	482	850	761	156	140	3,321	169	245	28	1,554	1,325
合計	1,439	858	1,195	986	282	219	4,979	266	490	38	2,422	1,763
うち65歳未満	507	376	345	225	126	79	1,658	97	245	10	868	438
うち65歳以上	932	482	850	761	156	140	3,321	169	245	28	1,554	1,325
65歳未満の割合	35.2%	43.8%	28.9%	22.8%	44.7%	36.1%	33.3%	36.5%	50.0%	26.3%	35.8%	24.8%
65歳以上の割合	64.8%	56.2%	71.1%	77.2%	55.3%	63.9%	66.7%	63.5%	50.0%	73.7%	64.2%	75.2%

資料：安城市（令和2年4月1日現在）

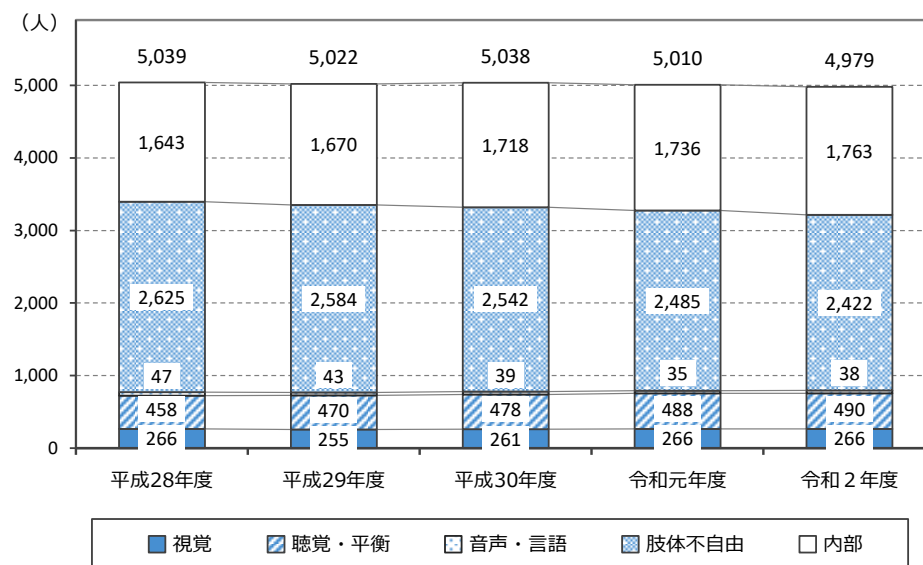
※ 障害部位について、「視覚」は視覚障害、「聴・平」は聴覚・平衡機能障害、「音・言」は音声・言語障害、「肢体」は肢体不自由、「内部」は内部機能障害をそれぞれ表します。また、集計にあたり各種障害部位を併せ持つ（重複している）人については、代表的な障害部位で計上しています。



資料：安城市（令和2年4月1日現在）

(2) 障害部位でみる身体障害者手帳所持者数

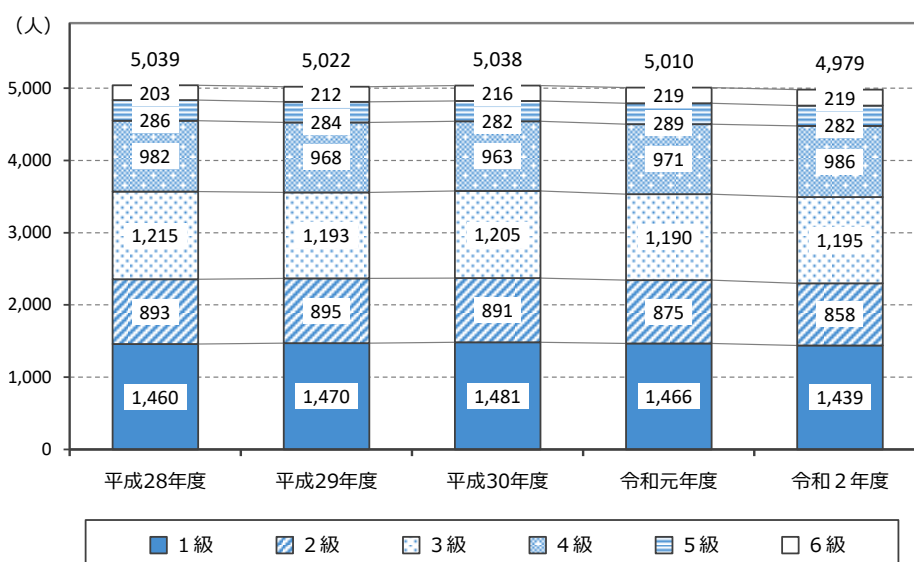
障害部位の推移を見ると、「肢体不自由」は減少、「内部」・「聴覚・平衡」は増加しています。



資料：安城市（各年度4月1日現在）

(3) 等級別でみる身体障害者手帳所持者数

等級別の推移を見ると、割合に目立った差異は見られません。



資料：安城市（各年度4月1日現在）

3. 療育手帳所持者数の状況

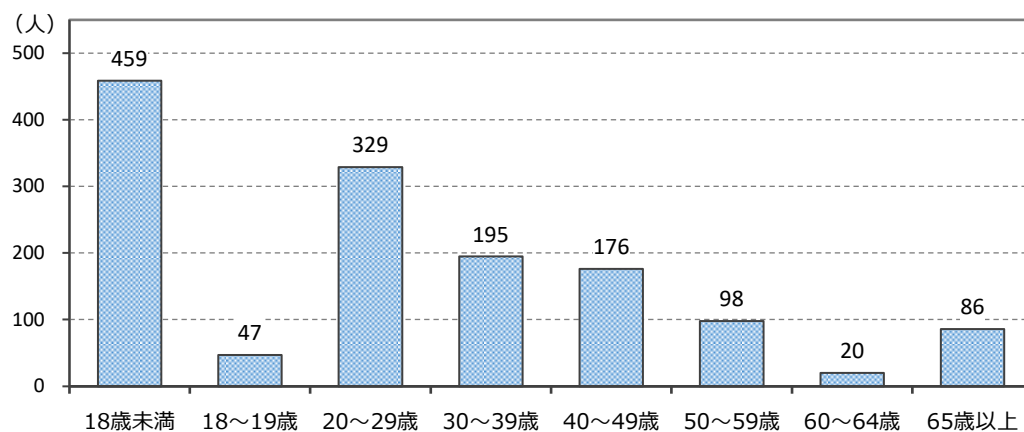
(1) 年齢階層でみる療育手帳所持者数

18歳未満の割合が全体の32.6%を占めており、早期発見・早期療育に努めていることもあり、療育手帳の取得数が年々増加しています。

区分	判定別			計
	A	B	C	
18歳未満	134	98	227	459
18～19歳	18	16	13	47
20～29歳	130	88	111	329
30～39歳	74	49	72	195
40～49歳	86	55	35	176
50～59歳	45	39	14	98
60～64歳	6	10	4	20
65歳以上	48	32	6	86
合計	541	387	482	1,410

資料：安城市（令和2年4月1日現在）

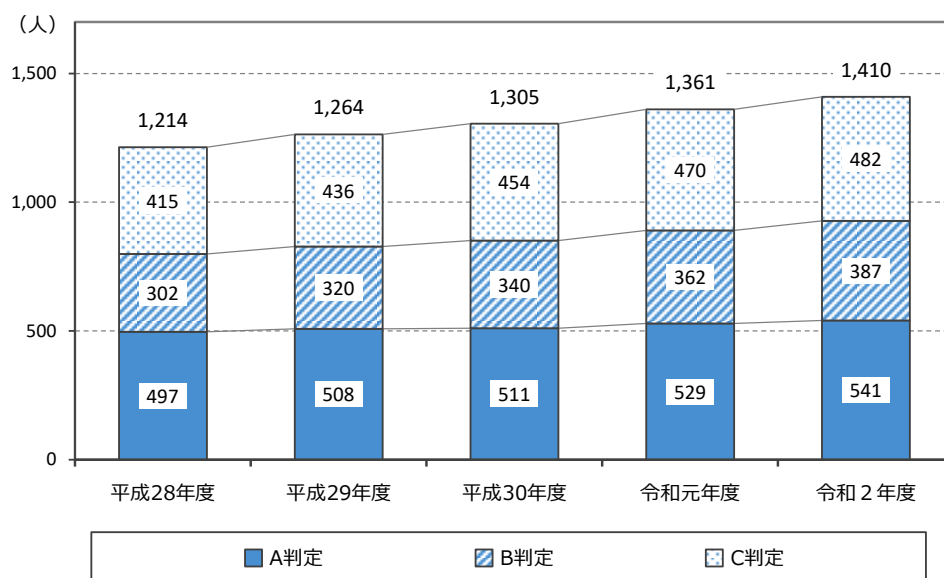
◆療育手帳所持者数（年齢階層別）◆



資料：安城市（令和2年4月1日現在）

(2) 判定別でみる療育手帳所持者数

判定別の推移を見ると、いずれの判定も増加しています。



資料：安城市（各年度4月1日現在）

4. 精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況

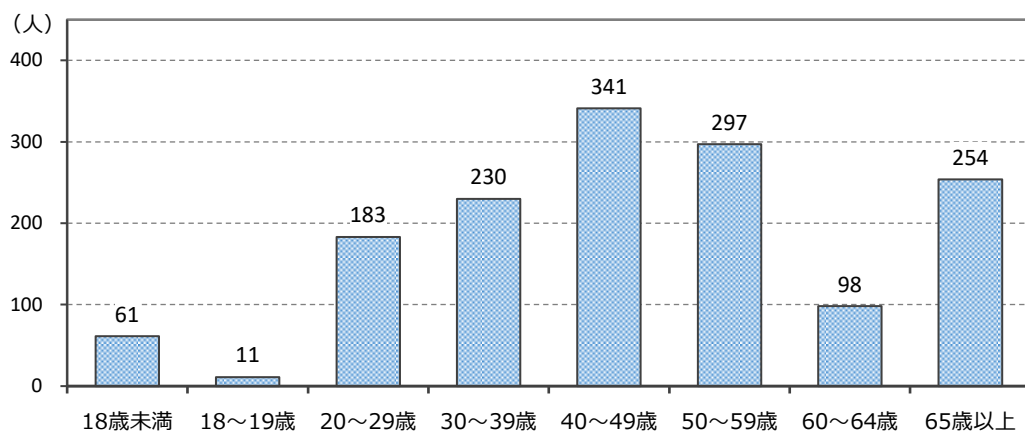
(1) 年齢階層でみる精神障害者保健福祉手帳所持者数

20～59 歳の所持者数が全体の 71.3%を占めており、特に 40 歳代の所持者数が多くなっています。

区分	等級別			計
	1 級	2 級	3 級	
18 歳未満	1	40	20	61
18～19 歳	0	10	1	11
20～29 歳	9	122	52	183
30～39 歳	18	140	72	230
40～49 歳	19	202	120	341
50～59 歳	29	184	84	297
60～64 歳	16	61	21	98
65 歳以上	71	151	32	254
合計	163	910	402	1,475

資料：安城市（令和 2 年 4 月 1 日現在）

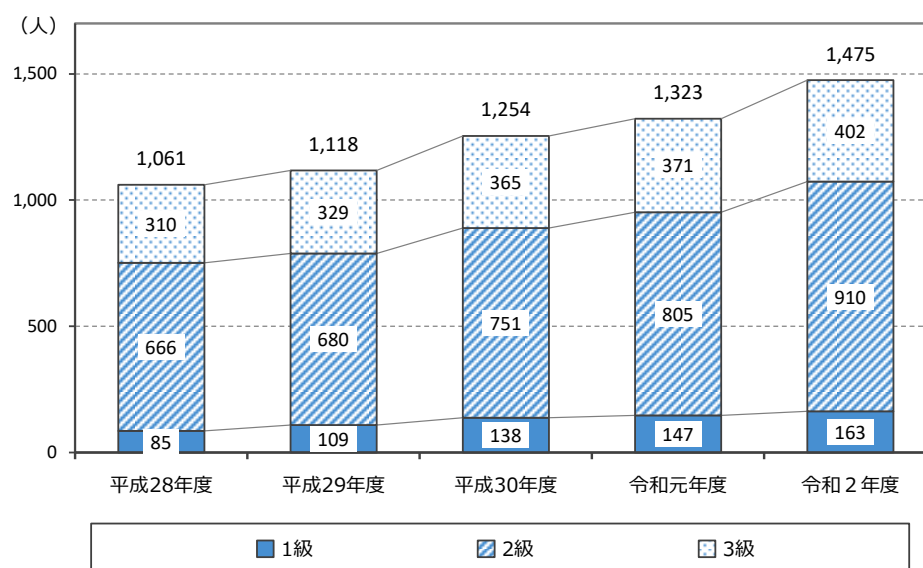
◆精神障害者保健福祉手帳所持者数（年齢階層別）◆



資料：安城市（令和 2 年 4 月 1 日現在）

(2) 等級別でみる精神障害者保健福祉手帳所持者数

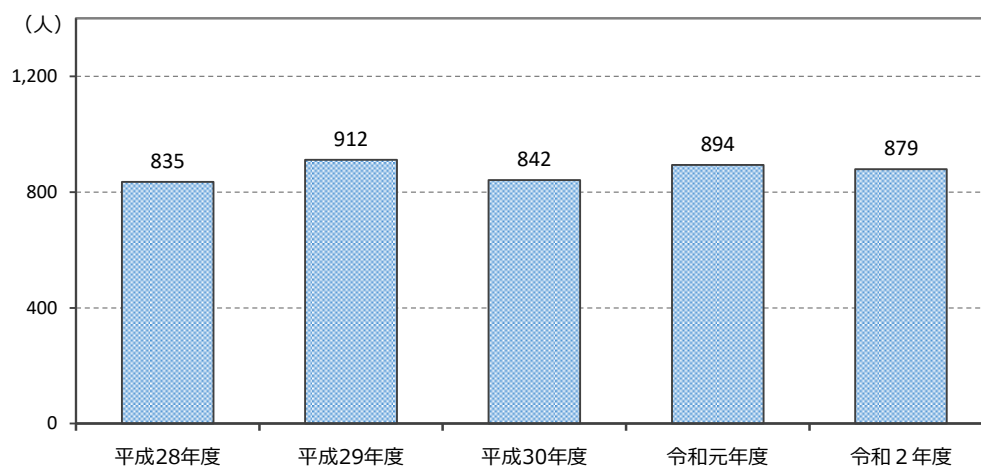
等級別の推移を見ると、いずれの等級も増加しています。



資料：安城市（各年度4月1日現在）

5. 難病患者等の状況

「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく特定医療費助成の対象となる疾患の患者数の推移を見ると、年度により増減が見られますが、概ね横ばいで推移しています。



資料：衣浦東部保健所（各年度4月1日現在）

6. 療育支援の必要な児童・特別支援学校・特別支援学級の状況

■療育支援の必要な児童数

(単位：人)

区 分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
①手帳所持 (0～5 歳児)	身体					32
	療育					78
	精神					2
②児童発達 支援	支給決定					103
	うちサルビア学園 (3～5 歳児)	48	52	52	55	56
③やまびこルーム (0～5 歳児)		247	258	190	190	(44)
④保育園・認定こども園 (0～5 歳児)		29	27	25	31	42
⑤幼稚園 (3～5 歳児)		0	0	0	2	3

各年度在園数 (平成 28 年度～令和元年度は年間実人数、令和 2 年度は 4 月現在)

※障害者手帳を複数所持する場合は、重複の人数を含む。

※平成 28 年度～令和元年度の①及び②支給決定は未集計のため記載なし。

※②～⑤は複数利用している場合は、重複の人数を含む。

※保育園・幼保連携型認定こども園は公立・私立ともを含む手帳または診断書所持園児数の合計。

※幼稚園は公立のみの手帳または診断書所持園児の合計。平成 28 年～30 年は 4 園、令和元年度から 2 園 (令和元年度からの 2 園は認定こども園に移行)

■療育支援の必要な児童の状況

(単位：人)

区 分		0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合 計
①手帳所持 (0～5 歳児)	身体	0	1	7	8	5	11	32
	療育	0	1	6	13	18	40	78
	精神	0	0	0	0	2	0	2
②児童発達 支援	支給決定	1	1	6	32	25	38	103
	うちサルビア学園 (3～5 歳児)			0	21	15	20	56
③やまびこルーム (0～5 歳児)		0	1	37	5	1	0	44
④保育園・認定こども園 (0～5 歳児)		0	5	3	4	11	19	42
⑤幼稚園 (3～5 歳児)					0	2	1	3
②～⑤の合計		1	7	46	41	39	58	192

令和 2 年 4 月現在

■特別支援学校への通学状況

(単位：人)

区 分	岡崎聾学校	岡崎盲学校	安城特別支援学校	愛知教育大学附属特別支援学校	岡崎特別支援学校	その他	合計
幼稚部	3	0				0	3
小学部	3	2	35	0	9	0	49
中学部	2	1	25	0	12	2	42
高等部	0	0	63	3	5	15	86
合 計	8	3	123	3	26	17	180

令和2年5月1日現在

■特別支援学級の児童・生徒

(単位：人)

区 分	知 的	自閉・情緒	肢 体	病弱・虚弱	難 聴	合 計
小学校	81	142	13	4	2	242
中学校	36	58	4	0	0	98
合 計	117	200	17	4	2	340

令和2年5月1日現在

7. 医療費の助成状況

区 分		令和元年度	
		受給者数	助成額
心身障害者医療費の助成		1,923 人	264,828 千円
精神障害者医療費の助成	精神科入院	49 人	6,193 千円
	精神科通院	1,877 人	45,032 千円
	全 疾 病	650 人	94,396 千円

令和元年度実績

Ⅲ 市の計画の実施状況と課題・施策ニーズ

1. 第4次安城市障害者計画の実施状況

第4次安城市障害者計画では、7つの分野、18の基本施策により、障害福祉に関する様々な事業・取組を推進してきました。本市では毎年度、事業・取組の評価・検証を実施していますが、本計画の策定に当たり各事業を改めて精査・検討するとともに、今後の方向性により事業・取組を整理しました。

分 野	基本施策	事業・ 取組数	方向性			
			継	推	縮	終
啓発・広報	福祉のこころの啓発	11	11			
	地域福祉の推進	11	11			
生活支援	生活支援サービスの充実	15	13	2		
	経済的支援	5	5			
	スポーツ・文化芸術活動の推進	9	9			
生活環境	安全・安心のまちづくり	12	11			1
	人にやさしいまちづくり	5	4			1
療育・教育・ 子育て	子ども発達支援の充実	13	12			1
	子育て支援の充実	6	4	1		1
	インクルーシブ教育の推進	14	14			
雇用・就労	一般就労機会の拡大	8	7	1		
	福祉的就労の支援	4	4			
	就労相談・情報提供	6	5		1	
保健・医療	障害の原因となる疾病の予防	4	4			
	医療サービスの実施	5	4			1
相談・情報提供	相談・情報提供の充実	9	8	1		
	意思疎通支援体制の充実	6	6			
	権利の擁護	6	5	1		
合計		149	137	6	1	5

方向性：継（継続）、推（推進）、縮（縮小・要協議）、終（完了・廃止）

2. 今後の施策推進に向けた課題・施策ニーズ

国の制度改革や安城市障害者福祉計画の推進等により、障害福祉に関するサービスの充実が図られてきています。しかし、障害のある人の統計データ、アンケート調査や関係団体ヒアリング等の意見から様々な課題が見つかりました。既に顕在化しているもの、将来を見据えたものを含め、下記に今後の施策推進に向けた課題をまとめました。

分 野	主な課題、施策ニーズ等
計画全般	○障害のある人とその家族等の高齢化対策や親亡き後の個別具体的な検討 ○障害のある人とその家族等への長期的な伴走型支援体制 ○障害のある人への自立支援の充実 ○外見からはわかりにくい障害のある人への理解の促進
生活環境	○障害のある人が地域の中で暮らすための多様な住まいの確保 ○障害のある人や家族の孤立防止、地域で支え合う体制づくり ○災害・緊急時の支援体制の強化と福祉避難所等の充実 ○新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた感染症対策
生活支援	○サービスの質の向上 ○グループホームの充実 ○移動支援の充実 ○経済的支援の充実 ○障害のある人の社会参加に向けた環境整備
相談・情報提供	○多様で複層的な相談を受けられる体制の整備と充実 ○情報弱者となりやすい当事者やその家族等への情報提供の充実
療育・教育・子育て	○共に学び、共に育つ保育・教育の一層の充実 ○障害のある子どもに対する切れ目のない支援体制づくり ○障害の状態や程度に応じた教育の充実 ○教職員の障害への理解と資質の向上
保健・医療	○医療的ケアの必要な人への対応
雇用・就労	○一般企業・事業所も参加する就労支援や職業体験の充実 ○福祉的就労の場の充実 ○職場における障害や障害のある人への理解や支援、配慮 ○自立した生活が可能な賃金の確保 ○生活支援と就労支援が一体的に提供できる環境づくり
啓発・広報	○障害や障害のある人への理解を深める啓発活動の充実 ○障害のある人への差別解消や虐待防止等の権利擁護の推進

※アンケート調査、関係団体ヒアリングの概要については、巻末の資料編に掲載予定です。

第5次安城市障害者計画

I 基本理念

II 計画を貫く視点

III 重点施策

IV 施策体系

V 施策の展開

I. 基本理念

本計画では、障害のある人が家庭や地域で普通の生活ができる社会をつくる（ノーマライゼーション）、医学・理学的な機能回復のみならず、人間としての尊厳を回復し、生きがいを持って社会参加する（リハビリテーション）、多様な人々が対等に関わりあいながら地域で共生する（インクルージョン）の考え方のもと、障害のある人の自己選択・自己決定や社会参加を促し、共に暮らすことができるまちの実現を目指すため、基本理念として「わかりあい みとめあい ささえあう ～みんな しあわせ 安城市～」を掲げます。

基本理念（市が目指す姿）

わかりあい みとめあい ささえあう
～みんな しあわせ 安城市～

この基本理念は、「地域全体が障害のある人とその障害特性についての理解を深め（わかりあい）、相互に個性の差異と多様性を尊重して人格を認め（みとめあい）、地域で暮らし続けるために必要な支援や配慮を行いながら（ささえあう）、共に幸せに暮らせる社会の実現を目指す」というまちづくりの方向性を端的に表したものです。

この基本理念は第2次安城市障害者計画以来掲げており、本市が目指すべき障害福祉のまちづくりの方向性として普遍的なあり方を表現しており、その趣旨は現在においても変わっていないため、本計画においても引き継ぎます。

障害のある人がその個性や能力に応じた力を発揮し、障害の有無にかかわらず共に学び・働き・生きる、その中でお互いに理解し、認め合い、支え合うことのできる環境を、地域、行政、事業所、関係団体や関係機関等と一丸となって創っていきます。

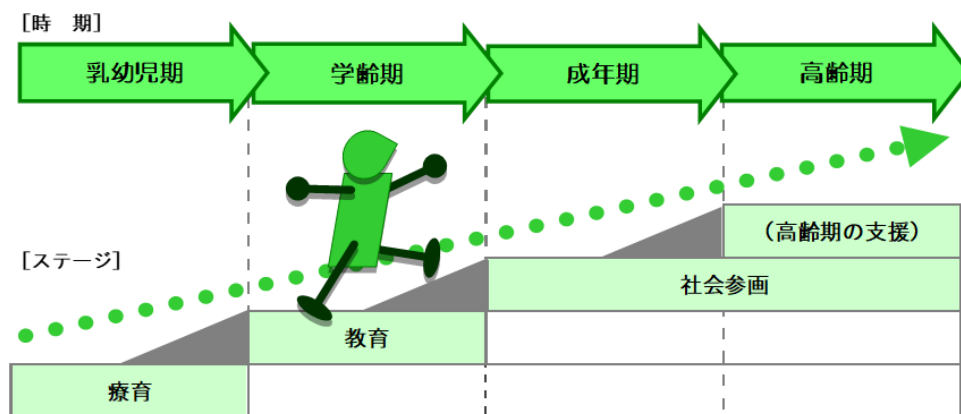
Ⅱ．計画を貫く視点

基本理念を実現するために分野別施策を展開するうえで、次の3つの横断的な視点に留意しながら取組を推進します。

1．障害のある人の尊厳と自立を尊重します

障害者権利条約^(注1)では、障害のある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害のある人固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、合理的配慮^(注2)の提供や権利の実現のための措置等について定めており、この条約の理念を踏まえて障害福祉施策等を策定する必要があります。また、障害のある人を施策の「客体」としてだけではなく、必要な支援を受けつつ自らの決定に基づき社会に参加する「主体」として捉えながら、自立を支援することが求められています。

本市の計画において、障害のある人がライフステージにより適切な支援を受けられるよう、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。また、施策の展開に際しては、障害のある人が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目する必要があること、自立と社会参加の支援という観点に立つ必要があること、障害のある人の家族をはじめ関係者への支援も重要であることに留意します。



(注1) 障害者権利条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約です。平成 18 (2006) 年 12 月 13 日に国連総会において採択され、平成 20 (2008) 年 5 月 3 日に発効しました。我が国においては、平成 19 (2007) 年 9 月 28 日にこの条約に署名し、平成 26 (2014) 年 2 月 19 日に効力が発生しました。(資料：外務省HP)

(注2) 障害者権利条約において、合理的配慮とは「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されています。(資料：外務省HP)。

2. 障害特性等に配慮したきめ細かい支援に努めます

障害福祉施策は、障害特性、障害の状態、生活実態等に応じ、支援の必要性を踏まえて策定する必要があります。また、外見からはわかりにくい障害や、状態が変動する障害等への適切な配慮も求められています。

本市の計画において、障害特性等に配慮した施策を展開するとともに、特に、発達障害については、市全体の理解の促進に加え、家族への支援や、福祉・就労・教育・医療分野の取組等を総合的に進めていきます。

3. 「心のバリアフリー」が地域全体に広がるよう心掛けます

障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を確保できるよう、あらゆる立場や状態にある人々が相互に理解を深め支え合う「心のバリアフリー」を推進する必要があります。

本市の計画において、様々な障害があることについて広報・啓発活動を通した市民への理解の促進を図るとともに、「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観が地域全体に行き渡り、その価値観が共有できる「共生社会」を目指す施策・取組を推進します。

「心のバリアフリー」について

東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、ユニバーサルデザイン化・心のバリアフリーを推進し、公共施設・交通インフラを整備するとともに共生社会を実現するため、ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議が設置されています。

その閣僚会議において「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」が決定されており、「心のバリアフリー」の考え方については、その計画から引用します。

「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことである。そのためには、一人一人が具体的な行動を起こし継続することが必要である。

- ①障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- ②障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- ③自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

Ⅲ. 重点施策

1. 親亡き後を見据えた支援

障害のある人の人数は年々増加しており、重度化・重複化の傾向もみられます。このような中、高齢化は進み、「親亡き後」、「家族の介護力の低下後」が今後ますます深刻な課題になると思われます。

障害のある人へのアンケート調査結果では、障害のある人を主に介助しているのは、父母・祖父母・兄弟姉妹が56.7%、配偶者が21.4%で、合計78.1%が介助を上の世代あるいは同世代の家族が担っています。障害のある人の高齢化と同時に、もしくは先に介助者が高齢化を迎えます。生活全般を支える家族が亡くなったり、今までのような支援が続けられなくなると、障害のある人の居住、意思疎通、財産管理、社会参加など生活の多岐に渡る部分が成り立たなくなる可能性があります。

親亡き後を見据え、介護者が元気なうちに今あるサービスや制度について知り、将来に備えることが大切です。また、相談、緊急時の対応や受入、一人暮らし体験の機会や場の提供、居宅介護や生活介護、グループホームなど障害福祉サービス等事業者の連携により総合的に障害者を支える体制を整える必要があります。

障害のある人が住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるよう様々な施策を総合して支援を展開します。



親亡き後を見据えた支援

意思決定支援・生活支援

取組	記載ページ
安城市成年後見制度利用促進計画	P.60
成年後見制度等の周知・啓発	P.62
成年後見制度利用支援事業	P.98(100)
成年後見制度法人後見支援事業	P.98(101)
成年後見制度普及啓発事業	P.98(107)

地域福祉

取組	記載ページ
地域・専門機関等との連携の強化と見守り活動のさらなる充実	P.47
避難行動要支援者支援制度の啓発	P.49

居住の場

取組	記載ページ
グループホームの整備促進	P.45(96)
居住系サービス	P.96

相談支援・虐待等の防止

取組	記載ページ
施設入所者の地域生活への移行	P.84(85)
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	P.84(86)
相談支援体制の充実・強化等	P.84(91),114
障害者相談支援・障害児相談支援	P.97,108
相談支援事業	P.98(100)
虐待等の防止	P.62
障害者虐待防止対策支援事業	P.98(107)

日中活動・社会参加の場

取組	記載ページ
日中活動系サービス	P.94
地域活動支援センター機能強化事業	P.98(103)
日常生活支援	P.98(104)

経済面の問題

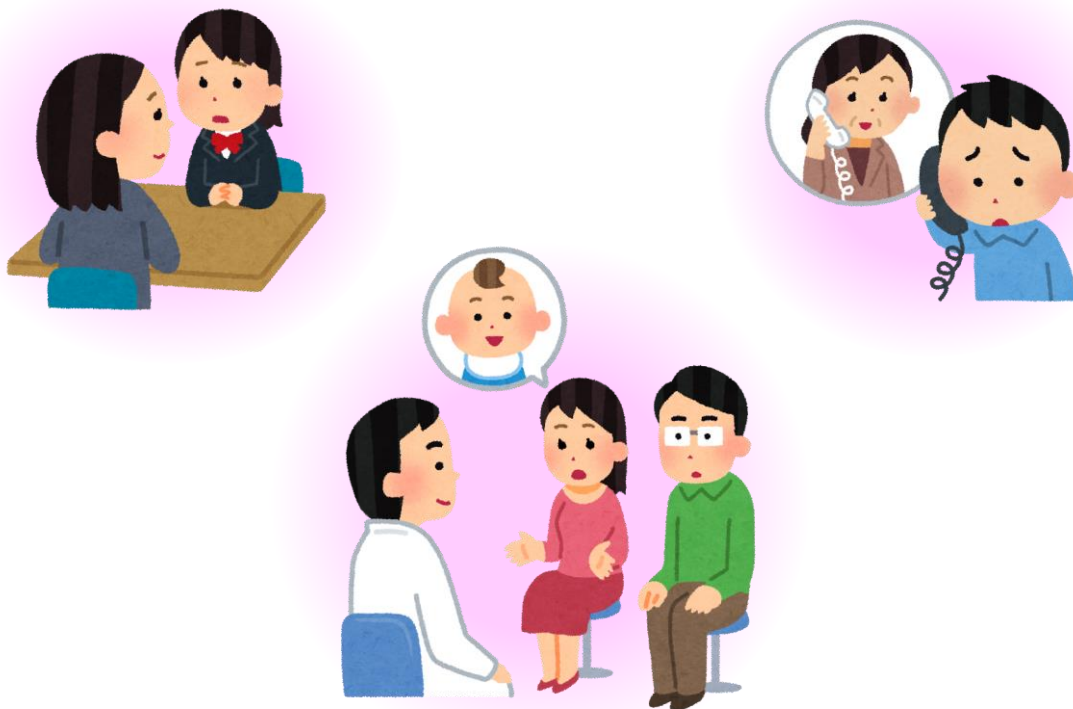
取組	記載ページ
各種手当の支給	P.54
自立支援医療の実施	P.69
医療費の助成	P.69

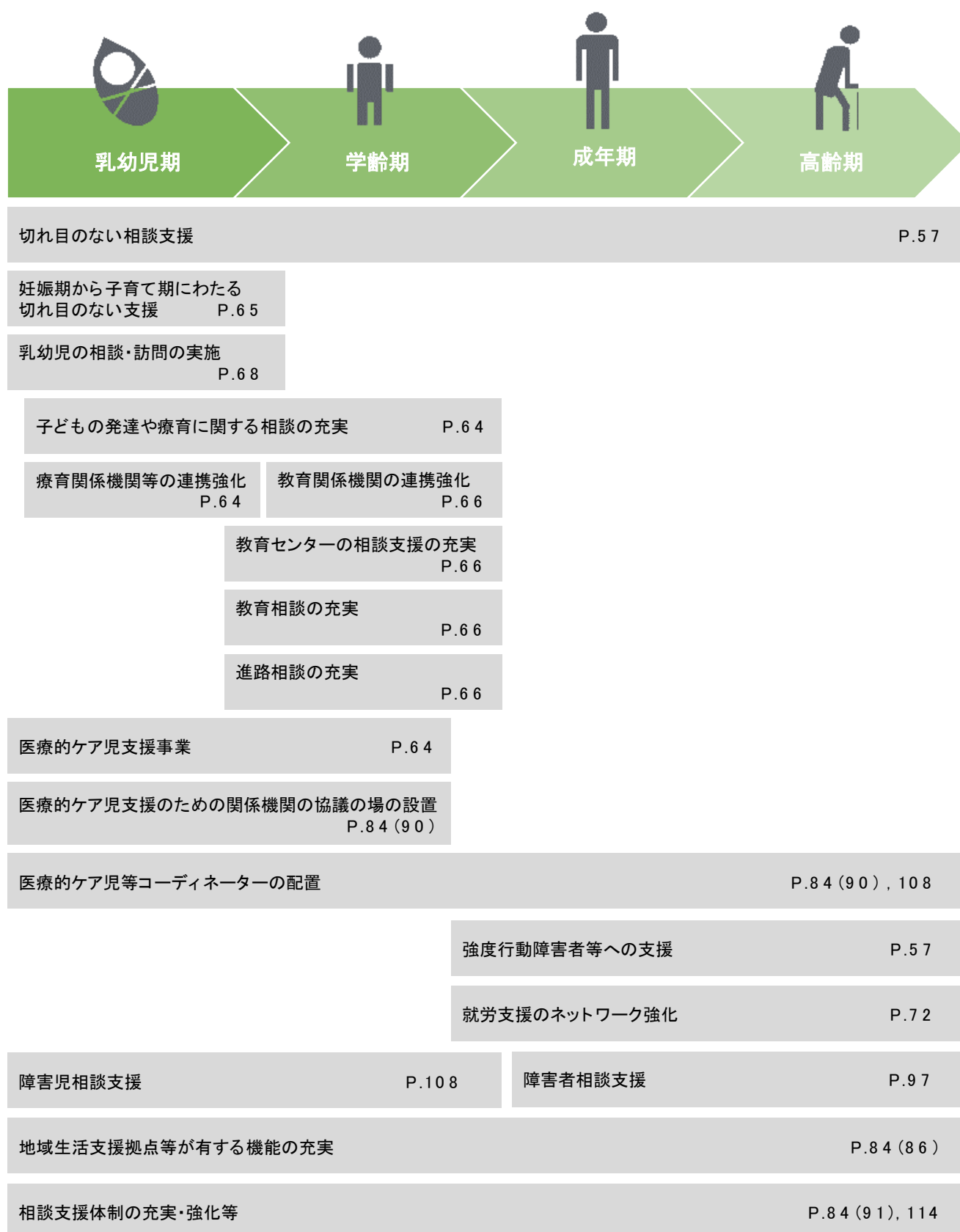
2. 相談支援の充実

障害のある人が自らの意思に基づき、身近な地域で自分らしく暮らすには、困りごとの相談や、心身の状況や必要性に応じた障害福祉サービスの利用等について相談できる相談支援が重要な役割を果たします。

近年、精神障害や発達障害に関する相談の増加、相談内容の多様化に加え、障害が疑われる引きこもりや8050問題等、障害福祉だけではなく高齢者、子ども、子育て、生活困窮者などの支援と連携して取り組む必要のある課題も増え、相談支援機関が相談対応に追い付かない状況にあります。

そこで、基幹相談支援センターを中核に、子ども発達支援センターあんステップ、地域生活支援拠点や相談支援事業所、相談支援機関等との連携を強化し、切れ目のない相談支援体制の構築に努めます。





3. 就労支援の充実

障害の有無にかかわらず、働くことは自立した生活や生きがいにつながる暮らしの大切な要素です。障害のある人の働きたいというニーズに対応するため、就労を希望する人への相談支援の充実を図るとともに、障害特性、個々の体調や能力にあわせた就労ができるよう、関係機関と連携した支援体制の構築に努めます。

また、障害の状態やライフステージの変化に合わせた働き方をするには、業種や勤務時間、勤務形態など多様な働き方の選択肢があることが重要です。公共職業安定所（以下、「ハローワーク」）や商工会議所等と協力し、市民や企業に対し障害者就労に対する理解促進に努めます。

◆ハローワーク刈谷及び株式会社D＆Iとの障害者雇用に関する連携協定の締結◆

安城市では令和2年3月26日にハローワーク刈谷、障害のある人の在宅雇用に実績がある株式会社D＆Iと、障害者雇用に関する連携協定を締結しました。

連携協定の概要

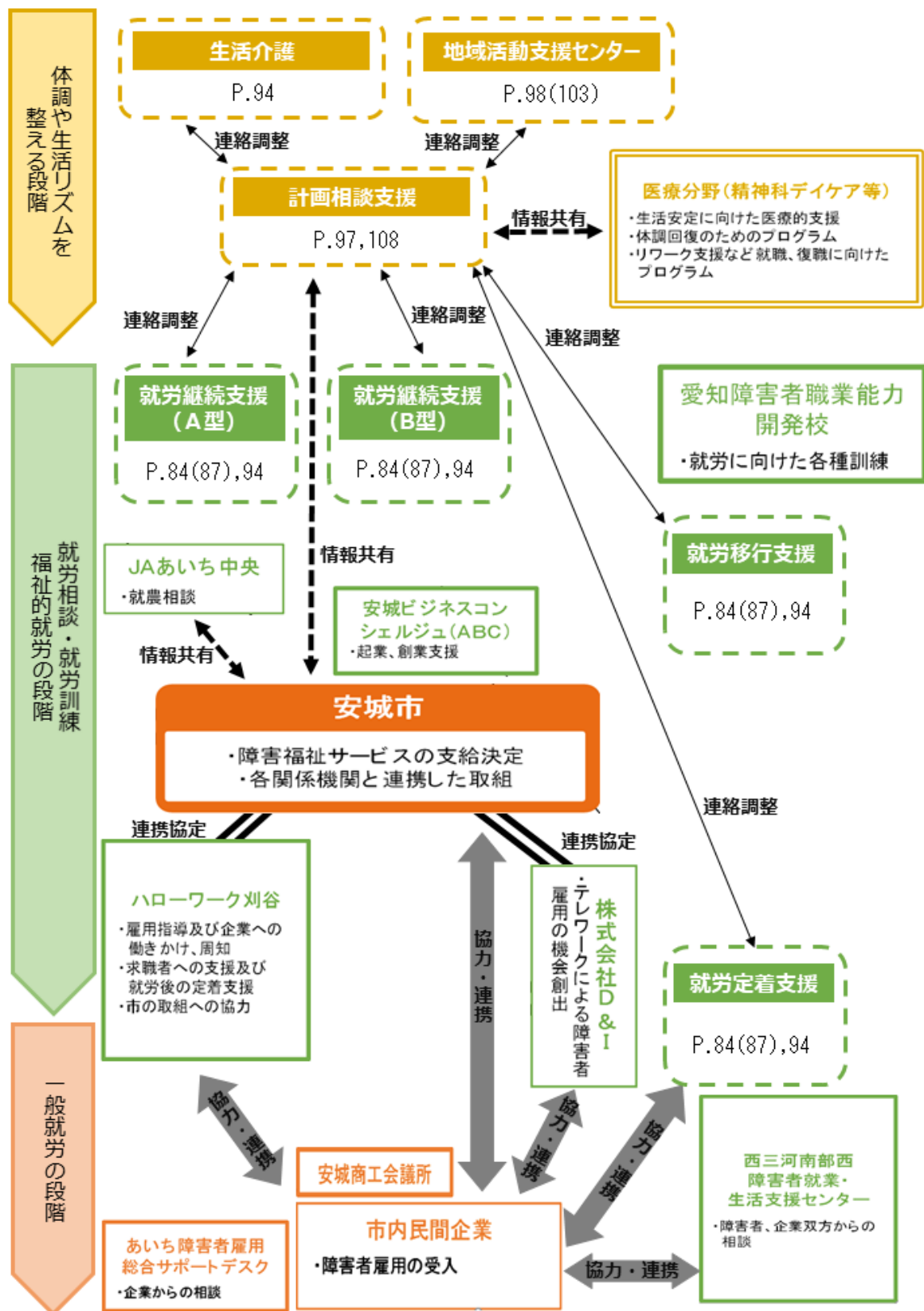
1 名称

- (1) 安城市障害者雇用連携協定（安城市とハローワーク刈谷による協定）
- (2) 障害者の在宅雇用（テレワーク）に関する包括連携協定書（安城市と株式会社D＆Iによる協定）

2 目的

- (1) 地域の障害者雇用の促進における課題を共有し、双方が協力することで、地域の障害者が地域の企業で活躍できる長期的視点に立った持続可能なまちづくりをし、障害者雇用施策を一体的に推進すること。
- (2) 働く意欲を持つ障害のある人に対し、多様な就労形態を確保するため、テレワークによる就労を推進すること。





IV. 施策体系

基本理念を実現するために、計画を貫く視点、重点施策を考慮した7つの施策分野を設定し、それぞれの施策が効果的に展開されるように、地域、行政、事業所、関係団体や関係機関等が一丸となって本計画を推進していくこととします。

基本理念（市が目指す姿）

わかりあい みとめあい ささえあう
～みんな しあわせ 安城市～

計画を貫く視点

◎ 障害のある人の尊厳と自立を尊重します
◎ 障害特性等に配慮したきめ細かい支援に努めます
◎ 「心のバリアフリー」が地域全体に広がるよう心掛けます

重点施策

1. 親亡き後を見据えた支援
2. 相談支援の充実
3. 就労支援の充実

施策分野

1. 生活環境
2. 生活支援
3. 相談・情報提供
4. 療育・教育・子育て
5. 保健・医療
6. 雇用・就労
7. 啓発・広報

《分野別の施策項目》

- | | | |
|--------------|-----|----------------|
| 1. 生活環境 | 1－1 | 安全・安心な住環境の整備 |
| | 1－2 | 人にやさしいまちづくりの推進 |
| | 1－3 | 地域福祉活動の推進 |
| | 1－4 | 防災・防犯等の推進 |
| 2. 生活支援 | 2－1 | 生活支援サービスの充実 |
| | 2－2 | 経済的支援 |
| | 2－3 | 文化芸術・スポーツの振興 |
| 3. 相談・情報提供 | 3－1 | 相談支援体制の充実 |
| | 3－2 | 情報提供の充実 |
| | 3－3 | 意思疎通支援の充実 |
| | 3－4 | 権利擁護の推進 |
| 4. 療育・教育・子育て | 4－1 | 子ども発達支援の充実 |
| | 4－2 | 子育て支援の充実 |
| | 4－3 | インクルーシブ教育の推進 |
| 5. 保健・医療 | 5－1 | 障害の原因となる疾病の予防 |
| | 5－2 | 医療サービスの推進 |
| 6. 雇用・就労 | 6－1 | 雇用・就労の促進 |
| | 6－2 | 就労相談体制の充実 |
| | 6－3 | 福祉的就労の支援 |
| 7. 啓発・広報 | 7－1 | 啓発・広報活動の推進 |
| | 7－2 | 障害に関する理解の促進 |

V. 施策の展開

1. 生活環境

- 国は障害のある人の自立支援の観点から入所施設や病院から、地域生活への移行を推し進めています。障害のある人へのアンケート調査結果では、入所あるいは入院中の人は4.6%、グループホーム利用は1.9%、自宅で暮らしている人は、一人暮らしが8.5%で家族等と暮らしている人が76.9%でした。障害のある人が地域で安全・安心に住み続ける、あるいは入所施設や病院等から地域生活へ移行するためには生活環境の充実が不可欠です。
- ユニバーサルデザインによる誰もが利用しやすい公共施設や歩道の整備促進はもとより、地域、行政、事業所、関係団体や関係機関等が連携・協力しながらソフト面においてもバリアフリー化を推進し、あらゆる人が暮らしやすいまちづくりの実現に向けた取組を進める必要があります。
- 多くの学校施設が建設から30年以上経過しており、老朽化が進んでいます。全ての児童・生徒が安全・安心で快適な学校生活を送るために、老朽化に伴う施設及び設備の更新、バリアフリー化が求められています。
- 地域共生社会を目指した地域福祉活動を推進し、障害の有無にかかわらず、それぞれの立場や個性を生かした生活が営めるよう、助け合い・支え合いの心を醸成する必要があります。しかし、地域の支援者からは、振り回されてしまった、関わり方についてどこへ相談したらよいのかわからなかった等の課題があげられています。
- 災害時の避難所として、福祉避難所に位置付けられる福祉センターの他に、民間社会福祉施設等と「特定福祉避難所の開設及び運営等に関する協定」を締結し、専門的なケアを必要とする要支援者の受入体制を整えてきました。障害のある人へのアンケート調査結果では半数以上の人が、「一人で避難できない」または「わからない」と回答していることから、今後は、災害時に自力での避難が困難な人への支援として、避難行動要支援者名簿の活用、自主防災組織等との連携等、地域における支援体制のさらなる強化が必要です。また、情報が的確に伝わるように、多様な伝達手段を確保する必要があります。
- いわゆる振り込め詐欺や悪質商法の横行により、障害のある人や高齢者が強引な訪問販売や巧みな電話勧誘で高額な商品を購入させられる被害が懸念されます。関係機関による取り締まりや、被害に遭わないための啓発活動の強化が求められます。

1-1 安全・安心な住環境の整備

- ◇ 障害のある人が地域で安全・安心に住み続ける、あるいは入所施設や病院等から地域生活へ移行するには、地域における相談支援体制の充実とともに、障害のある人が住みやすい住居が必要となることから、その確保に努めます。

施策 No.	取組	R 1 実績	担当課
1	市営住宅のバリアフリー化の推進 既存の市営住宅においては、市営住宅長寿命化計画に基づき、高齢者や障害のある人の生活に配慮したバリアフリー化などの改修を進めます。	高齢者、障害のある人に配慮した市営住宅整備率	建築課
		62.74%	
2	グループホームの整備促進 障害のある人が地域で自立した暮らしが送れるよう、国庫補助制度を活用したグループホームの整備を促進します。	安城市内グループホームの定員	障害福祉課
		7 事業所 17 施設 103 人	
3	障害のある人の住宅改修に対する助成 身体に重度の障害のある人が、段差解消など住環境の改善を行うために必要な経費の一部を助成します。	安城市在宅重度身体障害者住宅改修費給付事業の実施	障害福祉課
		実施	



1-2 人にやさしいまちづくりの推進

- ◇ 新規施設の整備や既存施設の改修等の際にはユニバーサルデザインによる設計を行い、全ての市民に利用しやすい公共施設や歩道等の整備、トイレ等の充実を図ることで、障害のある人が快適に過ごすことができ、介護・介助者もサポートしやすいまちづくりを目指します。

施策 No.	取組	R 1 実績	担当課
4	『愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例』の推進 「バリアフリー法」、「愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づき、引き続き道路、公園、建築物等の生活関連施設のバリアフリー化を推進します。	都市公園における園路等のバリアフリー化	維持管理課 土木課 建築課 施設保全課 都市計画課 公園緑地課 南明治整備課 区画整理課
		実施	
5	学校施設等公共施設のバリアフリー化の推進 学校施設等公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの考えに基づいた整備を推進します。	エレベーターを設置した学校数（累積）※（ ）内は当該年度設置校数	教育委員会総務課 その他施設管理部署
		14 校 (1 校)	
6	多目的トイレの設置及び多機能化の推進 公共施設への多目的トイレ（注1）の設置に努めます。また、施設の利用形態等を考慮しオストメイト対応など多機能化に努めます。	多目的トイレの設置	障害福祉課 その他施設管理部署
		実施	

（注1）令和3年2月現在、国土交通省ではバリアフリートイレ等名称変更が検討されています。

障害に関する様々なマーク①

オストメイトマーク

人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。

オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、ご理解、ご協力をお願いいたします。



1-3 地域福祉活動の推進

◇ ライフスタイルや家族関係の変化に伴い、支援に対するニーズが多様化し、障害福祉サービスなど公的サービスだけで支えることは難しくなっています。障害のある人が、地域の中で自立した生活を営むためには、地域住民の理解、助け合い、支え合いが不可欠です。地域福祉の充実に向け、地域住民と行政、事業所、関係団体や関係機関等が連携・協働できる体制づくりを推進します。また、ボランティアの人材育成とボランティア活動を支援することにより、助け合い・支え合いの心を育み、地域における共助を推進します。

施策 No.	取組	R 1 実績	担当課
7	地域・専門機関等との連携の強化と見守り活動のさらなる充実 障害福祉サービス等事業者、地域住民、町内福祉委員、ボランティア、民生委員・児童委員等と市、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会などとの連携を強化します。また、地域見守り活動推進事業や個別ケースの支援を通じて把握した情報やニーズについて情報共有を図り、地域での見守り活動を推進します。	自立支援協議会を通じた情報共有	障害福祉課 社会福祉課 社会福祉協議会
		実施	
8	地域における交流機会の創出 地域の住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、公民館まつりや福祉センターまつり、地域行事を通じ障害のある人と地域住民との交流を図るふれあい活動を推進し、また、地域活動への支援を行います。	交流機会創出に向けた取組の実施	障害福祉課 市民協働課 生涯学習課 社会福祉協議会
		実施	
9	各種ボランティア等の養成講座の充実 ボランティアの水準に合わせ、入門から専門まで段階的な講座や地域のニーズに合ったボランティア養成講座の開催に努めます。	社会福祉協議会 主催講座 団体自主講座	社会福祉協議会
		7 講座 0 講座	

10	ボランティアの活動支援 安城市民活動センター及び社会福祉協議会ボランティアセンターと連携し、ボランティア講座の開催、ボランティア活動の場の提供、ボランティアに関する情報提供や相談、活動のコーディネートを行います。	ボランティアの活動支援の実施	市民協働課 社会福祉協議会
		実施	
11	町内公民館等建設費補助事業 町内公民館を地域活動の拠点とするため、引き続き施設のバリアフリー化に必要な費用の一部を補助します。	町内公民館等建設費補助事業の実施	市民協働課
		実施	

障害に関する様々なマーク②

障害者のための国際シンボルマーク

障害のある人が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害のある人の利用について、ご理解、ご協力をお願いいたします。



※このマークは車椅子の人に限定するものではなく、障害のある人全てを対象としたものです。

身体障害者標識

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。



1-4 防災・防犯等の推進

- ◇ 災害発生時における障害特性に配慮した情報提供や避難支援、避難所の確保等防災に向けた取組を推進します。また、障害のある人を交通事故や消費者被害から守るための取組を推進します。

施策 No.	取組	R 1 実績	担当課
12	防災の啓発 防災・災害時の避難に関する情報発信や地域の防災活動を推進するとともに、障害のある人の防災訓練への参加を促進します。	障害福祉サービス等事業者への防災計画の作成や訓練実施の働きかけ	障害福祉課 危機管理課 社会福祉課 社会福祉協議会
		実施	
13	緊急時の情報伝達 緊急時には、インターネットやインターネットFAX、安全安心情報メール、防災ラジオ等多様な媒体等による情報発信を行います。また、聴覚や言語に障害のある人が事故や急病等を音声によらずに緊急通報できる NET110 や NET119 等の周知を図ります。	インターネット FAX 訓練の実施	障害福祉課 危機管理課
		実施	
14	避難行動要支援者支援制度の啓発 災害時に自力で避難することが困難な要支援者が、的確な支援を受けることができるよう避難行動要支援者支援制度の啓発を行います。また、日ごろの見守り活動にも活用できるよう地域の支援者との情報共有を図ります。	名簿情報提供の同意率 (名簿情報提供の同意者数/避難行動要支援者数)	社会福祉課
		80.71%	
15	特定福祉避難所の整備 障害のある人が特定福祉避難所において必要な配慮が受けられるよう「特定福祉避難所の開設及び運営等に関する協定」や「災害時における人的支援及び福祉車両提供支援に関する協定」に基づき、民間の障害福祉サービス等事業者と継続的な協議を行います。	特定福祉避難所との無線通信訓練の実施	障害福祉課 危機管理課
		0 施設 / 8 施設	
16	家具転倒防止普及事業 地震発生時における被害の軽減を図るため、家具転倒防止事業を推進します。	家具転倒防止器具取付事業	障害福祉課 危機管理課
		1 件	

17	交通安全教育の実施 交通安全教育を実施し、障害のある人が交通事故等に遭うことがないように努めます。	安城特別支援学校での交通安全教室の実施	市民安全課
		実施	
18	防犯対策等の推進 広報あんじょう等で、家庭における防犯対策等の啓発を行い、安全安心情報メールを活用して防犯に関する注意を促します。	安全安心情報メールの発信	市民安全課
		実施	
19	消費者トラブルの防止 消費生活センターを設置し、消費者トラブルの防止と問題の早期解決に努めます。また、悪質商法等の被害に遭うことがないよう消費者安全確保地域協議会を通じて、自立支援協議会等関係者に、消費生活相談に関する情報提供を行います。	自立支援協議会への情報提供	障害福祉課 商工課
		未実施	
20	新型コロナウイルス等感染症対策 障害福祉サービス等事業者と連携し、日ごろから感染症 ^(注1) 予防の徹底、周知啓発、感染症対策に必要な物資の備蓄等に努めます。ICT ^(注2) を活用したオンライン化を推進するとともに、それに代えられない支援も多いことから新型コロナウイルス感染症（COVID19）の経験を踏まえ、適切な支援のあり方について関係機関と共有します。	関係機関・事業所等との連絡体制の確立	障害福祉課 危機管理課 健康推進課
		未実施	

（注1）細菌・ウイルス・寄生虫等による病原体の感染により、宿主に生じる病気の総称。

（注2）Information&Communications Technology の略。情報通信技術。（資料：総務省HP）

2. 生活支援

- 関係団体ヒアリングでは、親が亡くなった後や家族による介護が難しくなった後を心配する声が多くあげられました。親亡き後も住み慣れた地域で暮らし続けるためには、居住の場・日中活動の場の確保、意思決定・生活支援、収入の確保やその管理の支援、相談支援など、様々な支援を切れ目なく提供できる体制の構築が必要です。ライフスタイルや家族関係の変化から必要とされる支援も多様化しており、障害のある人やその家族等を支え、地域生活におけるきめ細かいニーズに対応するため、サービスの量と質の確保に加えてそれを支える福祉人材の確保と専門性の向上が求められます。
- 障害のある人の自立した日常生活や就労のためにも、移動支援の充実が必要です。
- 障害のある人は障害のない人と比べて、医療面や日常生活において出費が膨らみ、収入面等において厳しい状況にあることが多いため、経済的支援を行う必要があります。
- アンケート調査結果からは、障害のある人を対象に行った調査及び一般を対象に行った調査のいずれから、「障害者スポーツ・文化の普及啓発」に関する取組の優先度は低いと考えている傾向が伺えました。しかしながら、障害のある人の文化芸術活動及びスポーツへの参加は、自身の生活を豊かにするとともに、広く障害への理解と認識を深め、自立と社会参加の促進に寄与することにもなります。東京オリンピック・パラリンピック、アジア競技大会・アジアパラ大会の愛知県開催などの機会を捉え、障害のある人の参加しやすい環境づくりを進める必要があります。



2-1 生活支援サービスの充実

- ◇ 障害福祉サービスの利用希望者が増えていることから、障害のある人が、それぞれの障害特性や生活環境に応じ、適切なサービスを受けられるよう「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」に基づき、提供体制の確保に努めます。また、障害福祉サービス等事業者やその他関係機関と連携を深め、事業者の安定的な運営、サービスの質の向上やそれを支える福祉人材の確保と専門性の向上に努めます。

施策 No.	取組	R 1 実績	担当課
21	障害福祉サービス等事業者間の連携 専門性を高めるための研修の実施、多職種連携の強化によるサービスの質の向上に努めるとともに、関係機関が協力して障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知に取り組みます。	基幹相談支援センター開催の研修回数	障害福祉課 社会福祉協議会
		6 回	
22	適正な制度運用とサービスの質の確保 サービスの透明性の向上を図るため、公正・中立な第三者機関による障害福祉サービス等事業者の評価を促進します。また、サービスに関する苦情解決制度や相談窓口を周知します。	第三者評価実施社会福祉法人数	障害福祉課
		2 法人	
23	訪問系サービスの充実 障害福祉計画・障害児福祉計画（P92）に記載しています。	障害福祉計画・障害児福祉計画参照	障害福祉課
		—	
24	日中活動系サービスの充実 障害福祉計画・障害児福祉計画（P94）に記載しています。	障害福祉計画・障害児福祉計画参照	障害福祉課
		—	
25	介護保険サービスの利用 介護保険事業者が指定障害福祉サービスの提供ができるように、基準該当障害福祉サービス・共生型サービスのあり方について、研究します。	研究の実施	障害福祉課 高齢福祉課 社会福祉協議会
		実施	
26	重症心身障害児・者に対する支援 重症心身障害児・者の日常生活、社会生活の維持を支援するため、継続して障害福祉サービス、障害児通所支援が利用できるよう必要な支援を継続します。	重症心身障害児・者の日常生活、社会生活を維持するために必要な支援の継続	障害福祉課
		実施	

27	団体へのガイドヘルパーの派遣・中途視覚障害者歩行訓練の実施 視覚障害者団体が行う会議や活動を支援するため、団体を対象にガイドヘルパーを派遣します。また、自立した日常生活や社会参加を促進するため、中途視覚障害者歩行訓練を実施します。	ガイドヘルパー 派遣人数	障害福祉課
		427 人	

障害に関する様々なマーク③

聴覚障害者標識

聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。



盲人を表示する国際マーク

世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚に障害のある人の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。

このマークを見かけた場合には、視覚に障害のある人の利用について、ご理解、ご協力をお願いいたします。



耳マーク

聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚に障害のある人は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。

このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮についてご協力をお願いいたします。



2-2 経済的支援

◇ 障害のある人の社会参加促進と経済的負担の軽減を図るため、各種手当の支給、各種の税制上の優遇措置、低所得者に対する障害福祉サービスにおける利用者負担の無料化、各種助成や利用料の減免等を実施します。また、制度の周知に努め、適切な利用促進を図ります。

施策 No.	取組	R 1 実績	担当課
28	各種手当の支給 市単独の障害者扶助料をはじめ、国や県の制度の特別障害者手当、在宅重度障害者手当等の各種福祉手当を支給します。また、手続きについての確実な情報提供を行います。	各種手当の支給	障害福祉課
		実施	
29	障害のある人への助成、割引制度 障害のある人に、プールやプラネタリウム等、市の施設の利用料、入場料等の減免をします。	各種制度の実施	障害福祉課 その他対象部署
		実施	
30	障害のある人の移動のための助成、支援 あんくるバスの運賃の助成（無料化）や通院等でタクシーを利用する際の料金助成、有料道路通行料割引制度の事務、車いすや車いす移送車の貸し出しを行います。	障害者福祉タクシー料金助成事業 交付人数	障害福祉課 社会福祉協議会
		1,307 人	



2-3 文化芸術・スポーツの振興

◇ 障害のある人が文化芸術活動及びスポーツに気軽に参加できる環境を整えるとともに、活動を通して生きがいをづくり、自己表現ができるよう必要な支援を行います。

施策 No.	取組	R 1 実績	担当課
31	スポーツ活動の振興 障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動を支援するとともに、各種大会への参加促進と、障害のある人が楽しく参加できる環境整備に努めます。	障害者福祉体育祭の参加者数	障害福祉課 スポーツ課
		170 人	
32	スポーツを通じた交流機会の創出 オリンピック・パラリンピック、アジア競技大会、アジアパラ大会等を契機に障害者スポーツに対する理解をより一層深め、障害の有無にかかわらず参加できるスポーツプログラムの提供に努めます。	障害のある人もない人も参加できるスポーツプログラムの実施	障害福祉課 スポーツ課
		未実施	
33	障害のある人の文化芸術活動等の振興 障害のある人が教養、趣味、文化、芸術等に触れる講座や機会を提供します。また、その制作した作品を広く市民に公開する機会を支援します。	社会福祉協議会の実施する障害のある人向けの講座	障害福祉課 生涯学習課 文化振興課 社会福祉協議会
		15 講座	
34	安城市版読書バリアフリー計画の策定 視覚障害者等の読書環境の整備の推進のため、安城市版読書バリアフリー計画を策定します。 計画を策定することにより、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進します。	安城市版読書バリアフリー計画の策定	アンフォーレ課
		未策定	



3. 相談・情報提供

- 障害のある人へのアンケート調査結果では、相談先として相談支援事業所など専門機関をあげた人は少なく、障害のある人が安心して住み続けられるまちづくりを進めるうえで優先すべき取組として、最も多くの人々が「地域における相談・支援体制の充実」をあげました。関係団体ヒアリングでも、当事者やその家族等の置かれている状況は千差万別であり、困りごとについても多様化・複層化しているため、相談支援専門員の増員・人材育成、関係機関との連携強化等により、相談を通じて適切な支援へとつながる体制づくりが強く求められました。平成 29 年 4 月に、緊急時に 24 時間相談できる窓口等を含む安城市地域生活支援拠点等をスタートしており、さらなる周知も必要です。
- 関係団体ヒアリングで、当事者やその家族は「情報弱者」になる場合があるため、インターネットによる情報の充実だけでなく、広報あんじょうやリーフレット等、紙媒体による情報提供の充実も必要という意見が出ました。障害のある人が必要な情報を容易に入手できるよう、様々な媒体を通じ、わかりやすく情報発信することが求められています。
- 障害のある人が自らの意思を示し自立した生活を過ごすために、スムーズに他者とコミュニケーションがとれるよう支援する必要があります。
- 親亡き後を心配する声がある一方、障害等の理由により、お金の管理、福祉サービス等を受けるための契約などの判断能力に不安を抱える人を支援する成年後見制度に関しては、アンケート調査結果では、「名前も内容も知っている」と回答した人は、障害のある人で 27.3%、一般で 35.8%と認知度は低く、制度が浸透しているとはいえない状況です。障害のある人の権利擁護を推進するため、成年後見制度の周知や虐待の防止、早期発見に向けた取組が必要です。

3-1 相談支援体制の充実

- ◇ 市内の障害福祉サービス等事業者間の横の繋がりは比較的強く、その強みを活かしつつ、基幹相談支援センター、子ども発達支援センターあんステップ、24時間対応の相談支援事業所等との連携により、身近な地域できめ細かい相談支援が受けられるようより一層の充実を図ります。

施策 No.	取組	R 1 実績	担当課
35	切れ目のない相談支援 多様な相談ニーズに応じられるよう専門的な相談支援機関等と連携し、障害のある人の年齢、障害種別を問わない相談体制の充実を図ります。	相談支援の実施	障害福祉課 社会福祉課 高齢福祉課 子育て支援課 子ども発達支援課 健康推進課 学校教育課
		実施	
36	計画相談支援の提供体制の充実 障害福祉計画・障害児福祉計画（P97、108）に記載しています。	障害福祉計画・障害児福祉計画参照	障害福祉課 子ども発達支援課 社会福祉協議会
		—	
37	相談支援体制の充実・強化等 障害福祉計画・障害児福祉計画（P84（91）、114）に記載しています。	障害福祉計画・障害児福祉計画参照	障害福祉課 子ども発達支援課 社会福祉協議会
		—	
38	強度行動障害者等への支援 強度行動障害（児）者や高次脳機能障害を有する障害（児）者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう相談支援体制の充実を図ります。	強度行動障害者等に関する研修の実施	障害福祉課 子ども発達支援課 社会福祉協議会
		実施	

3-2 情報提供の充実

- ◇ 障害のある人やその家族等が情報弱者になりやすいことを踏まえて、見やすく、わかりやすいウェブサイトの作成に努めるとともに、広報あんじょう・リーフレット・ガイドブック等の紙媒体の充実等に努めます。

施策 No.	取組	R 1 実績	担当課
39	広報あんじょう等による情報提供の充実 障害のある人に関わる様々なサービス、制度等について、広報あんじょうやウェブサイト等へ掲載し、情報提供の充実に努めます。	広報あんじょう等掲載	障害福祉課 子ども発達支援課 社会福祉協議会
		実施	
40	安城市版ガイドブック等の作成・配布 障害のある人に関わる様々なサービス、制度等をまとめた安城市版ガイドブックや障害福祉サービス等事業者マップを作成し、配布します。	安城市版ガイドブック等の作成	障害福祉課
		未作成	
41	声の広報・点訳事業等の実施 広報あんじょうを音訳した声の広報を継続するとともに、希望の書籍をボランティアにより点訳や音訳する事業等を支援します。	声の広報の作成	障害福祉課 秘書課 アンフォーレ課 社会福祉協議会
		実施	

筆談ボードの設置について

筆談ボードは、主に耳の不自由な人とのコミュニケーションに活用されています。

障害者差別解消法に謳われている合理的配慮を推進するため、平成 30 年 10 月末に、安城市役所各庁舎、支所並びに市内地区公民館（支所併設の公民館を除く）等に筆談ボードを設置しました。

筆談を希望する場合は、職員へお伝えください。

（写真：障害福祉課での設置例）



3-3 意思疎通支援の充実

- ◇ 障害があるため意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳や要約筆記等の方法により意思疎通の円滑化を図るとともに、ICT機器の活用により自ら情報を取得するための支援を行います。

施策 No.	取組	R 1 実績	担当課
42	手話通訳者の配置 市役所及び社会福祉会館に手話通訳者を配置し、聴覚に障害のある人等が各種相談や手続きを円滑に行うことができるよう支援します。	手話通訳者の配置	障害福祉課
		2 人	
43	手話通訳者・要約筆記者等の派遣 障害があるため意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者、要約筆記者の派遣等による意思疎通支援を行います。	手話通訳者派遣回数 要約筆記者派遣回数	障害福祉課
		364 回 36 回	
44	手話通訳者・要約筆記者等の養成 手話通訳者、要約筆記者、点訳ボランティア、音訳ボランティア等意思疎通支援を行う人の養成、技術向上等に努めます。また、講座の実施、自主活動による講座開催等を支援します。	手話講座受講者数	障害福祉課 社会福祉協議会
		20 人	
45	障害者 ICT 機器活用講座の実施 ICT 機器活用講座を開催する等、障害のある人の主体的な情報収集を支援します。	ICT 機器活用 講座数	社会福祉協議会
		1 講座 (3 回)	

3-4 権利擁護の推進

- ◇ 障害のある人の権利擁護に関する様々な法整備が進められてきましたが、それだけでは十分ではありません。法の趣旨が広く周知されるよう啓発・研修を行うとともに、安城市成年後見制度利用促進計画を策定し、成年後見制度等の利用促進に努めます。

《安城市成年後見制度利用促進計画》

1. 計画の位置付け

この項目を、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づき市町村が定める基本的な計画である「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（成年後見制度利用促進計画）」として位置付け、計画期間を令和3年度から令和5年度までの3年間とし、制度に関する施策の方向性を示すとともに、適切な利用が促進されるよう、各種事業に取り組めます。

2. 成年後見制度の現状と課題

市では、親族がいないため申立てができない場合に市長が代わりに申立てを行う「市長申立」、及び、審判の請求や成年後見人に対する報酬費用に係る助成制度として「成年後見制度利用支援事業」を実施しています。また、安城市社会福祉協議会では、親族がおらず低所得である人を対象とした法人後見受任とともに、成年後見制度利用に係る相談や普及啓発に取り組んでいます。

成年後見制度は、制度内容や手続きが難しく複雑であり、後見人の役割について十分な理解がされていない状況であると考えられ、地域住民や地域団体等の関係者も含めたさらなる普及啓発が必要です。また、成年後見に関する相談機関の明確化や関係機関の連携を図ることが重要になってきていることから、制度の利用促進を図る上で中心的役割を果たす機関が必要です。

名古屋家庭裁判所が管理する安城市内の被後見人等の人数

(人)

成年後見	保佐	補助	任意後見
145	20	3	2

(名古屋家庭裁判所 令和元年12月31日現在)

3. 取組目標

(1) 関係機関との連携と中核機関の設置

適切な成年後見制度の利用が図られるよう、既存事業を継続的に実施するとともに、家庭裁判所を含めた司法及び福祉分野における関係機関が連携・協力し、権利擁護支援を行う地域連携ネットワークの構築を進め、成年後見制度の中心的役割を担い、相談や普及啓発等の各種事業を実施する中核機関の設置を目指します。

また、中核機関による適切な支援や課題等を協議する場として、関係機関等による協議会の設置について検討を行います。

(2) 普及啓発の強化

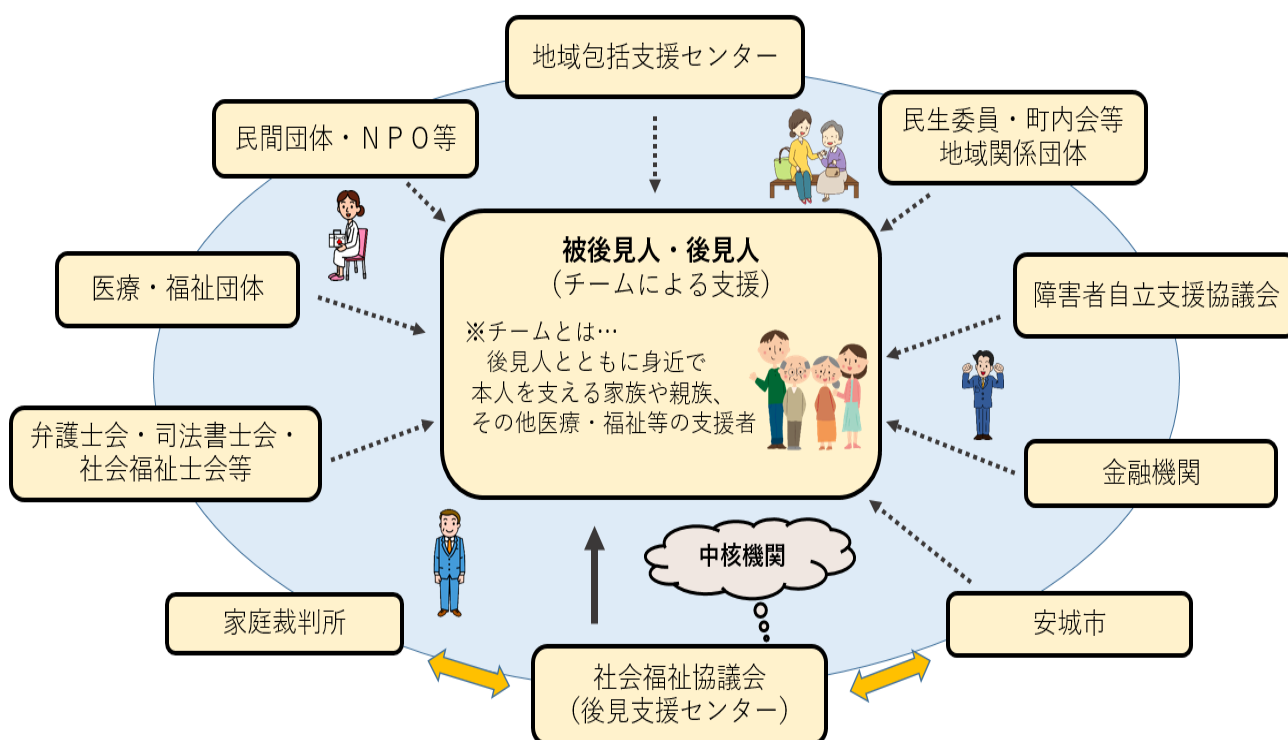
成年後見制度の有効な利用促進という点においては、本人以上に、その家族や地域全体への啓発が重要となるため、民生委員・児童委員、町内福祉委員会等の地域団体や地域住民に対して、勉強会や研修会を継続的に実施するなど、広く普及啓発を図ります。

(3) 相談支援体制の充実

中核機関が相談機関としての役割を担い、中核機関を中心とする地域連携ネットワークの機能を活かした相談支援体制の充実に努めます。

また、成年後見申立前の相談はもとより、成年後見開始後においても被後見人の適切な権利擁護が図られることが重要となります。地域連携ネットワークの機能を活かし、後見人を含むチーム（被後見人、後見人等の身近な親族や地域包括支援センター、障害相談支援事業所、地域等における関係者）の相談、助言等に適切に応じられる支援体制を目指します。

<イメージ図 地域連携ネットワークと中核機関の役割 >



施策 No.	取組	R 1 実績	担当課
46	虐待等の防止 障害のある人に対する虐待の未然防止や早期発見に向けて、虐待が疑われた場合の通報義務やその相談窓口等を市民・障害者支援団体へ啓発に努めます。 また、虐待に関する情報提供があった場合は、障害者虐待防止センター（障害福祉課）を中心にケース検討を行い、早期対応を図るとともに障害者支援団体等へ研修を年1回行います。	啓発活動・研修の実施	障害福祉課 子育て支援課 社会福祉協議会
		実施	
47	成年後見制度等の周知・啓発 安城市成年後見制度利用促進計画に基づき、知的障害、精神障害等の理由により判断能力が十分でない人が、その権利を守るため、成年後見制度を適切に利用できるよう支援します。	成年後見制度等の周知・啓発の実施	障害福祉課 社会福祉協議会
		実施	

4. 療育・教育・子育て

- これまで療育センターやサルビア学園、保健センター、教育センター、社会福祉会館に分散していた発達に関する相談や療育支援の機能を集約し、平成30年7月に子ども発達支援センターあんステップを開設しました。障害のある子どもの発達段階と個々の能力に応じて、きめ細かな指導・支援ができるよう、保健・医療・障害福祉・保育・教育等が連携しながら、将来を見据えた療育・教育を行うことが求められています。
- 障害のある子どもは一人ひとりの成長に特性があり、成長速度や結果は必ずしも均一ではありません。また、核家族、共働き家庭、ひとり親など、子育て環境も異なることから、障害のある子どもの子育て支援のより一層の充実が求められています。
- 発達に課題のある児童・生徒は増加傾向にあり、特別支援学級はもとより、通常の学級を含めて多様な障害への対応が強く求められています。障害特性により、必要とする支援は多岐にわたり、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援ができる環境整備が必要です。学校と関係機関との連携、施設のバリアフリー化、特別支援教育の充実、障害に対する教職員の理解促進と資質の向上が求められています。
- 関係団体ヒアリングでは、障害児から障害者へと福祉サービスが移行するにあたって、それぞれに受けられるサービスの種類や内容が異なることから、切れ目のないサービスを求める声がありました。
- 障害のある人を支える家族の就労形態が多様化していることから、その対応を求める声がありました。



4-1 子ども発達支援の充実

- ◇ 発達の心配や遅れ、障害のある子どもが、一生を通じて自らの能力や可能性を伸ばせるよう、乳幼児期から成長の段階に応じて、切れ目ない支援を提供する体制の構築を図ります。障害や疾病の早期発見、障害受容、適切な療育・保育・教育、放課後等デイサービスなど生活能力向上のための訓練や居場所の確保など、地域の保健、医療、障害福祉、療育、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図るとともに、障害の有無にかかわらず、一人ひとりの子どもが共に成長できるよう地域社会への参加や包摂を推進します。

施策 No.	取組	R 1 実績	担当課
48	子どもの発達や療育に関する相談の充実 障害児相談支援事業所等と連携し、障害のある子どもやその保護者からの相談に対し、助言や情報提供等の支援を行います。また、障害児相談支援事業所等の連携強化に努めます。	相談支援の実施	障害福祉課 子ども発達支援課
		実施	
49	療育関係機関等の連携強化 子ども発達支援センターあんステップ、幼稚園、保育園、認定こども園、保健センター、教育センター、特別支援学校等関係機関の連携強化を図ります。また、発達支援ネットワーク会議等を開催し、療育関係機関の情報共有を行います。	発達支援ネットワーク会議の開催	障害福祉課 子育て支援課 子ども発達支援課 保育課 健康推進課 学校教育課
		2 回	
50	児童発達支援センターの充実 子ども発達支援センターあんステップを中心に早期療育体制を強化し、発達の心配や遅れ、障害のある子どもに対して成長に応じた切れ目ない支援を行います。 保育所等訪問支援により地域支援の充実を図ります。	保育所等訪問支援事業 訪問施設数	子ども発達支援課
		3 件	
51	保護者及び学齢期支援事業 幼児期の子どもの育てる保護者が子どもとの関わり方を学ぶための講座（ペアレント・プログラム）及び子どもが自分らしく生きるために社会性を身につける講座（ソーシャルスキルトレーニング（以下、「S S T」））を実施します。	ペアレント・プログラム参加人数 S S T教室参加人数	子ども発達支援課
		10 人 6 人	
52	医療的ケア児支援事業 重症心身障害児や医療的ケア児が、身近な地域でその心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、人数やニーズの把握に努めるとともに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関連機関が連携を図る協議の場を設置し、情報共有を行います。	医療的ケア児連携会議の開催	障害福祉課 子育て支援課 子ども発達支援課 健康推進課 学校教育課 社会福祉協議会
		実施	

4-2 子育て支援の充実

- ◇ 障害のある子もいない子も共に健やかに成長する環境づくりに向け、子育て家庭を支援する取組を推進します。

施策 No.	取組	R 1 実績	担当課
53	放課後等デイサービスの充実 障害福祉計画・障害児福祉計画（P108）に記載しています。	障害福祉計画・障害児福祉計画参照	障害福祉課
		—	
54	放課後児童クラブへの受入れの推進 特別支援教育を受ける小学生で、昼間保護者が留守になる児童について、放課後児童クラブへの受入れを推進します。	特別支援教育を受ける児童の放課後児童クラブ利用	子育て支援課
		実施	
55	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援 妊産婦相談、生後4か月を迎えるまでの乳児のいる全家庭を訪問、4ヵ月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査やそれらの事後における支援の機会を通じ、各種子育て支援サービス情報の提供や相談・助言を行うことにより、保護者の育児不安の解消に努めます。	乳児家庭全戸訪問実施率	子育て支援課 子ども発達支援課 健康推進課
		99.5%	
56	保育者への専門的な指導の実施 障害のある園児に対し、専門的な見地から指導に当たることができる保育士を育成するため、専門的な知識をもった保育士、臨床心理士、作業療法士を各園に派遣し、障害の理解や指導を実施します。	訪問相談施設数	子ども発達支援課 保育課
		公立 27 園 私立 9 園	
57	就労形態の多様化に伴う連携強化 障害福祉サービス、障害児通所支援、地域生活支援事業などの障害福祉サービス等と放課後児童クラブなどの障害福祉サービス等以外の支援の連携の強化に努めます。	連携強化の実施	障害福祉課 子育て支援課 子ども発達支援課
		未実施	

4-3 インクルーシブ教育の推進

- ◇ すべての子どもが共に学び、共に育つ環境づくりを目指し、インクルーシブ教育を推進します。

◆「インクルーシブ教育システム」とは？◆

インクルーシブ教育システム（inclusive education system：包容する教育制度）とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

（障害者の権利に関する条約第24条）

施策 No.	取組	R 1 実績	担当課
58	教育センターの相談支援の充実 個々の児童・生徒の特性や発達段階に応じて生じる不安や悩みの相談に応じるため、電話相談、来所相談、臨床心理士による専門的な教育相談を行います。 子ども発達支援センターあんステップとも連携して、就学前から小・中学校卒業へと継続した切れ目ない相談支援の充実を図ります。	教育相談の実施	学校教育課
		実施	
59	教育関係機関の連携強化 市教育委員会、各学校の校内教育支援委員会、特別支援学校、幼稚園、保育園、認定こども園、子ども発達支援センターあんステップ等が連携し、適切な支援の実施に努めます。	安城市教育支援委員会の開催	障害福祉課 子ども発達支援課 保育課 学校教育課
		3回	
60	教育相談の充実 本人・保護者の意見を尊重し、就学前児童（5歳児）の就学相談を実施します。	就学相談の実施	子ども発達支援課 学校教育課
		実施	
61	進路相談の充実 卒業時における進学・就労に関する適切な支援をするため、関係機関との連携を図ります。	進路相談の実施	各小中学校（学校教育課）
		実施	

62	インクルーシブ教育システムの構築 「インクルーシブ教育システム」の構築等、国や県の計画等との整合性を図りながら、特別支援教育の取組を推進します。 様々な支援が必要な児童・生徒のためのスクールアシスタントを小・中学校へ適切に配置し、個々のニーズに合った教育を受けられる環境を整えます。	スクールアシスタント（児童・生徒支援）の配置	学校教育課
		小学校 66 人 中学校 13 人 看護師 2 人	
63	教職員の専門性向上 すべての教職員が、障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援が行えるよう小・中学校の管理職、特別支援学級や通常学級の担任、通級指導教室の担当、特別支援コーディネーター、スクールアシスタントを対象とした研修会を実施します。	研修の実施	学校教育課
		実施	
64	インクルーシブ教育・保育 幼稚園、保育園、認定こども園においては、障害のある園児の教育・保育のニーズを受け止め、障害のある園児とない園児が、一緒に生活する中で共に育ちあう教育・保育を推進します。	インクルーシブ教育・保育	保育課
		実施	

障害に関する様々なマーク④

ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。

身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。

補助犬はペットではありません。体の不自由な人の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されていますし、衛生面でもきちんと管理されています。お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れている人を見かけた場合は、ご理解、ご協力をお願いいたします。

補助犬の同伴受け入れについて、施設や商店の利用者の皆さんに知っていただくためのツールとして、このマークの入ったステッカーを、希望する事業所にお渡ししています。希望する場合は障害福祉課までお問い合わせください。



5. 保健・医療

- 関係団体ヒアリングでは、障害等を早期に発見し、早い段階で治療・療育等の適切な支援に結び付けることは、症状の改善や社会への適応力を高める効果が期待できることから、その重要性が改めて認識されました。早期発見、早期治療、早期療育を促すとともに、疾病の予防や重度化を防止するため、生涯を通じ、心身の健康づくりを推進することが必要となります。
- 疾病等の早期発見、重度化の防止には保健・医療サービスは欠かすことができません。障害のある人が地域で健康な生活を送ることができるよう、自立支援医療の給付や、心身障害者福祉医療費の助成など、医療費負担の軽減を図るなどの支援が必要です。

5-1 障害の原因となる疾病の予防

- ◇ 各種健康診査やこころの健康に関する啓発・受診勧奨等を実施し、障害の原因となる疾病の予防と進行の防止に努めます。また、高齢になっても自立した生活が営めるように、介護予防の取組を実施します。

施策 No.	取組	R 1 実績	担当課
65	乳幼児健康診査等の実施と健診後の指導の実施 4ヵ月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の機会を通じ、発達の遅れや疾病等の早期発見、早期療育に繋がります。また、未受診者の把握と受診率向上に努めます。	乳幼児健診未受診対策	子ども発達支援課 健康推進課
		実施	
66	乳幼児の相談・訪問の実施 乳幼児健康診査において発達に心配のある場合は、相談・訪問にて指導・支援を行います。	相談・保健指導・訪問指導の実施	子ども発達支援課 健康推進課
		実施	
67	成人の健康診査と、高齢者の介護予防事業の促進 生活習慣病やその他の疾病が進行して障害となることを防ぎ、また、健康づくりを支援するため、特定健康診査の周知と受診促進を図り、診査後には特定保健指導等を実施します。 高齢者の生活機能の低下を予防するため、介護予防事業等を実施します。また、後期高齢者医療健康診査の周知と受診促進を働きかけます。 障害の原因となる疾病の予防に向け、がん検診・脳ドックを実施し、受診率の向上に努めます。	後期高齢者医療健康診査実施率 国民健康保険特定健康診査受診率	高齢福祉課 国保年金課 健康推進課 社会福祉協議会
		46.2% 44.9%	

68	こころの健康づくりの推進 社会的なストレス要因の増加に対応するため、こころの健康について知識の普及や相談サービス等の情報を提供します。	こころの健康に関する情報提供	健康推進課
		実施	

5-2 医療サービスの推進

- ◇ 各種医療費の助成を行うことにより、障害のある人が必要な医療を受けられるよう支援します。

施策 No.	取組	R 1 実績	担当課
69	自立支援医療の実施 心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活や社会生活を営むため、必要な医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）費の助成を実施します。	自立支援医療の実施	障害福祉課 国保年金課
		実施	
70	医療費の助成 障害のある人の医療費軽減のため、障害の程度により、障害者医療として医療費の助成を実施します。	医療費助成の実施	国保年金課
		実施	

障害に関する様々なマーク⑤

「白杖 SOS シグナル」普及啓発シンボルマーク

白杖を頭上 50cm 程度に掲げて SOS のシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖 SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。白杖による SOS シグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。

※駅のホームや路上などで、視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖により SOS のシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。



6. 雇用・就労

- 障害者雇用促進法では、公的機関等が2.5%、民間企業で2.2%の障害者雇用を義務付けています。また、令和3年3月1日からは、公的機関等が2.6%、民間企業で2.3%へと引き上げられます。愛知県労働局発表の令和元年6月1日現在における愛知県内の公的機関等の障害者雇用人数は1,914人、障害者雇用率は2.59%でしたが、民間企業の障害者雇用人数は34,157.5人、障害者雇用率は2.02%で全国平均2.11%を下回っています。安城市の民間企業の障害者雇用率は2.01%と低調で、この状況を打破し、働き方の選択肢を拡げ障害者雇用促進を図るため、令和2年3月26日にハローワーク刈谷及び障害者の在宅雇用に実績がある法人と連携協定を締結し、障害のある人のテレワーク推進に取り掛かりました。
- 障害のある人へのアンケート調査結果で、平日の日中、仕事をしている人は28.2%でした。していない人に今後収入を得る仕事をしたいか質問したところ、したいと回答した人が24.3%あり、現在仕事をしていない理由は「障害や病気」(51.8%)、「高齢」(30.7%)、「通勤が困難」(7.0%)、「労働環境が合うところがない」(6.8%)、「雇用されない」(5.6%)などがあげられました。就労支援としても最も求められたのは「職場の上司や同僚の障害への理解」(57.5%)でした。障害のある人の自己実現、社会的役割の再構築や経済的自立のためには、就労は重要な課題となっています。
- 働く意欲のある人が、その適性に応じて能力を十分に発揮し、生きがいを持って働くには、多様な就業機会、相談支援体制の充実等が求められます。関係団体ヒアリングでは、障害のある人が希望や適性、能力をいかした仕事に就けるよう、職場体験の充実、就労面・生活面の一体的支援の充実を求める意見があがりました。
- 一般就労が困難な人に対し、福祉的就労の機会は重要です。障害者総合支援法に基づく就労継続支援事業所については、A型事業所は実施事業所が減少傾向にあり、B型事業所は利用希望者が年々増加しており、障害福祉計画に基づき福祉的就労の場を確保する必要があります。

6-1 雇用・就労の促進

- ◇ 仕事は自立した生活の基盤となるとともに、生きがいや社会参加にも大きく関わってきます。障害のある人が適性や能力に応じた仕事が得られるよう、関係機関と連携し、能力開発や訓練、ジョブコーチなどの各種支援制度の普及啓発、就労支援に関する情報発信等を行い、障害のある人の雇用・就労の促進を図ります。

施策 No.	取組	R 1 実績	担当課
71	障害者雇用促進のための情報発信 障害のある人が適性と能力に応じた仕事に就くことができ、また、企業側の受入れに対する理解を促すため、ハローワーク等の関係機関と連携を図りながら、障害者雇用促進のための情報発信、啓発活動に努めます。	障害者雇用に関する情報発信	障害福祉課
		実施	
72	職場における合理的配慮の提供義務等の周知 改正障害者雇用促進法、障害者差別解消法等の趣旨を踏まえ、就労している障害のある人への差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供義務について広報・啓発に努めます。	合理的配慮の提供義務等の周知	障害福祉課
		実施	
73	就労移行支援 障害福祉計画・障害児福祉計画（P84（87）、94）に記載しています。	障害福祉計画・障害児福祉計画参照	障害福祉課
		—	
74	就労定着支援 障害福祉計画・障害児福祉計画（P84（87）、94）に記載しています。	障害福祉計画・障害児福祉計画参照	障害福祉課
		—	
75	多様な就労の支援 多様な働き方を選択できるようテレワークの普及や農福連携の取組を後押しします。	テレワークにより採用された障害者数	障害福祉課 農務課 商工課
		0 人	
76	テレワーク導入支援 テレワークに取り組む中小企業に対して、テレワーク導入費用の一部を助成します。	助成制度の新設	商工課
		未実施	
77	市における障害者雇用の推進 障害者雇用率を達成するよう、計画的な採用を行います。また、短時間労働等の雇用形態、職域の拡大等を検討し、障害のある人が働きやすい職場となるための体制整備や各種取組を行います。	市の障害者雇用率	人事課
		2.45%	

6-2 就労相談体制の充実

- ◇ ハローワーク等との連携による雇用・就労に関する情報提供や相談支援等により、障害のある人の就労を促進します。

施策 No.	取組	R 1 実績	担当課
78	就労支援のネットワーク強化 障害のある人の一般就労を促進するため、特別支援学校、障害者職業能力開発校、就労支援事業所、ハローワーク、商工会議所、障害者就業・生活支援センター、あいち障害者雇用総合サポートデスク、愛知障害者職業センター等と連携して、総合的な支援を行います。	関係団体と連携、情報共有の実施	障害福祉課 商工課
		実施	

障害に関する様々なマーク⑥

障害者雇用支援マーク

公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害のある人の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。



ハート・プラスマーク

「身体内部に障害のある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能）に障害のある人は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。

電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。

このマークを着用されている人を見かけた場合には、内部障害への配慮についてご理解、ご協力をお願いいたします。



6-3 福祉的就労の支援

- ◇ 就労継続支援事業所等が、働く場や適切な工賃等の確保を行うことができるよう支援し、一般就労が困難な人の福祉的就労を支援します。

施策 No.	取組	R 1 実績	担当課
79	就労継続支援 障害福祉計画・障害児福祉計画（P84（87）、94）に記載しています。	障害福祉計画・障害児福祉計画参照 —	障害福祉課
80	障害のある人が製作した自主製品の販売・購入拡大 障害者優先調達推進法に基づき、障害のある人の製造した自主製品の購入、役務等の委託を推進し、工賃アップを支援します。 自主製品の紹介用一覧を自立支援協議会の協力のもと作成し、広報・啓発活動に努めます。	自主製品の紹介用一覧の作成 未作成	障害福祉課

障害のある人の製造した自主製品等について

障害のある人が日中の活動の場として過ごす事業所（就労継続支援事業所、生活介護事業所）では、お菓子や布製品など特色のある製品を製造しています。製品が売れると、その利益は障害のある人に工賃としてお支払いされます。多くの製品は一般の人でも購入可能であり、製品が売れば売れるほど障害のある人の収入は増加し、働くことへの喜び（＝生きがい）につながります。安城市では市内の事業所が提供する自主製品やサービス等についてまとめた一覧表を作成し、市のウェブサイトや障害福祉課窓口でご覧いただけるようにしていますので、ぜひご覧ください。



↑ 安城市内障害者福祉施設の提供する製品・役務の提供一覧

7. 啓発・広報

- 障害のある人へのアンケート調査結果では、差別や嫌な思いをした経験について、全体の46.6%が「ある（少しある）」と回答しています。関係団体ヒアリングでは、当事者や親の会等から日常生活の様々な場面での差別や偏見の事例があげられました。内部障害、精神障害、発達障害、難病患者など外見からはわかりにくい障害もあるため、障害や障害のある人への理解と認識を深めるための啓発・広報活動をより一層充実させる必要があります。
- 関係団体ヒアリングでは、幼少期・学齢期からの福祉教育の重要性を強く訴える意見が出ました。また、障害のある子どもの親同士でも障害の重さによって疎外されていると感じたことがあるという意見や、障害があるからできないだろうと何でもやってしまうのは、自分のことは自分で決めたいという自立心や自尊心を奪っており、このような悪気のない差別や偏見も日常に溢れているのではという意見も出ました。誰もが人生の途中で障害を持つ可能性があることから、障害のある人だけの問題と考えるのではなく、より広く課題を共有することが重要です。そのためには様々な機会を捉えて啓発・広報を行うとともに、子どものころから障害のある人との交流や、障害特性及び障害のある人を正しく理解するための福祉教育を進めていくことが重要です。

7-1 啓発・広報活動の推進

◇ 障害や障害のある人への正しい理解と認識を広めるため啓発・広報活動を行います。

施策 No.	取組	R 1 実績	担当課
81	障害のある人への理解及び差別解消の周知・啓発 広報あんじょうやウェブサイト、パンフレット、ポスター、デジタルサイネージ、社会福祉協議会機関紙等を通じて、障害や障害のある人への理解を促す啓発・広報活動を行います。 障害者週間の周知やヘルプマークなど障害のある人に関するマーク等の普及・啓発を図ります。 障害を理由とする差別の解消を推進するため、「障害者差別解消法」の周知を行います。	ヘルプマークの配付	障害福祉課 社会福祉協議会
		383 枚	
82	合理的配慮の提供と周知・啓発 学校、公共施設、民間施設を問わず、あらゆる場所や場面で合理的配慮の提供の義務があることを周知します。	啓発用 P V 新規作成	障害福祉課
		未実施	

7-2 障害に関する理解の促進

◇ 地域における福祉活動やイベント等を通じて、障害に関する市民への理解を促進します。

施策 No.	取組	R 1 実績	担当課
83	幼少期からの交流機会の創出 幼少期・学齢期から福祉に対する理解を深めるため、障害のある人との交流や車いす体験等のハンディキャップ体験、ボランティア体験等の充実に努めます。	交流保育の実施回数	子ども発達支援課 保育課 学校教育課 社会福祉協議会
		18 回	
84	市内の障害福祉サービス等事業者による活動・行事を通じた障害者理解の促進支援 市内事業者の活動や行事を通じた障害者理解の促進を支援します。	市内事業者の活動や行事の支援	障害福祉課
		実施	
85	市職員、教職員の理解促進 市職員、市内小中学校の教職員や保育士を対象に福祉研修や人権研修等を実施し、障害の特性や障害のある人、子どもについての理解と知識を深めます。	市職員への研修の実施 保育士への研修の実施 教職員への研修の実施	障害福祉課 子ども発達支援課 保育課 学校教育課
		実施 実施 実施	

助け合いのしるし「ヘルプマーク」

義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、または妊娠初期など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が平成 24 年 10 月に作成したマークです。

平成 30 年 7 月 20 日から、愛知県においても「ヘルプマーク」を県内一斉に配布しています。

配布場所

障害福祉課又は市内の各福祉センター



第 6 期安城市障害福祉計画・第 2 期安城市障害児福祉計画

- I 障害福祉計画・障害児福祉計画策定に当たって
- II 基本指針に基づく目標値
- III 障害福祉サービス等の見込量と確保策
- IV その他の支援の見込量と確保策

I. 障害福祉計画・障害児福祉計画策定に当たって

1. 計画の策定方針について

障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービス、障害者相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項、成果目標及びサービスの見込量とその確保策を定める計画です。

障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害児通所支援等の提供体制の確保に関する事項等を定める計画です。

いずれも、国の基本指針に即して作成することと規定されています。国は、令和2（2020）年5月19日に「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」）において、基本的理念、基本的事項の考え方、令和5（2023）年度末の目標などを示しました。

そこで、本市においても、これらの国の考え方に沿って、「第6期安城市障害福祉計画（以下「障害福祉計画」）」、「第2期安城市障害児福祉計画（以下、「障害児福祉計画」）」を一体的に策定しました。

■国の「基本指針」の概要

1 基本的理念

- (1) 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障害のある子どもの健やかな育成のための発達支援
- (6) 障害福祉人材の確保
- (7) 障害のある人の社会参加を支える取組

2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

- (1) 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- (2) 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- (3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- (5) 強度行動障害や高次脳機能障害のある人に対する支援体制の充実
- (6) 依存症対策の推進

3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

- (1) 相談支援体制の構築
- (2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- (3) 発達障害のある人に対する支援
- (4) 協議会の設置等

4 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

- (1) 地域支援体制の構築
- (2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- (3) 地域社会への参加・包容の推進
- (4) 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- (5) 障害児相談支援の提供体制の確保

■国の「基本指針」に沿って市町村が障害福祉計画・障害児福祉計画に掲載する項目

1 成果目標を設定し取り組む項目 (P84)

- (1) 施設入所者の地域生活への移行
 - ・入所施設から地域生活への移行者数
 - ・施設入所者数の削減見込み
- (2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
 - ・地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討
- (3) 福祉的就労等から一般就労への移行等
 - ・福祉的就労や就労移行支援から一般就労への移行者数
 - ・就労定着支援事業の利用者数
 - ・就労定着率
- (4) 障害児支援の提供体制の整備等
 - ・児童発達支援センターの設置
 - ・保育所等訪問支援実施体制の整備
 - ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保
 - ・主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保
 - ・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置
 - ・医療的ケア児等コーディネーターの配置
- (5) 相談支援体制の充実・強化等
 - ・総合的・専門的な相談支援の実施
 - ・地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保
- (6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築

2 見込量と確保策を設定する項目

(1) 障害福祉サービス等 (P92)

1. 障害福祉サービス (P92)
2. 障害者相談支援 (P97)
3. 地域生活支援事業 (P98)
4. 障害児通所支援・障害児相談支援 (P108)

(2) その他の支援 (P110)

1. 発達障害のある人及びその家族等に対する支援 (P110)
 - ・ペアレントトレーニングやペアレント・プログラム等の支援プログラムの受講者数
 - ・ペアレントメンターの人数
 - ・ピアサポート活動への参加人数
2. 精神障害に対する重層的な連携による支援体制 (P112)
 - ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催状況
 - 協議の場の開催回数
 - 協議の場への関係者ごとの参加者数
 - 協議の場における目標設定及び評価の実施回数
 - ・精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助の利用者数
3. 相談支援体制の充実・強化のための取組 (P114)
 - ・総合的・専門的な相談支援の実施
 - ・地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保
 - 地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
 - 地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数
 - 地域の相談機関との連携強化の取組の実施件数
4. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組 (P115)
 - ・県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加者数
 - ・審査支払に係る分析結果を事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数

2. 計画の期間

「第6期安城市障害福祉計画」及び「第2期安城市障害児福祉計画」の計画期間は令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とします。

今回の改定

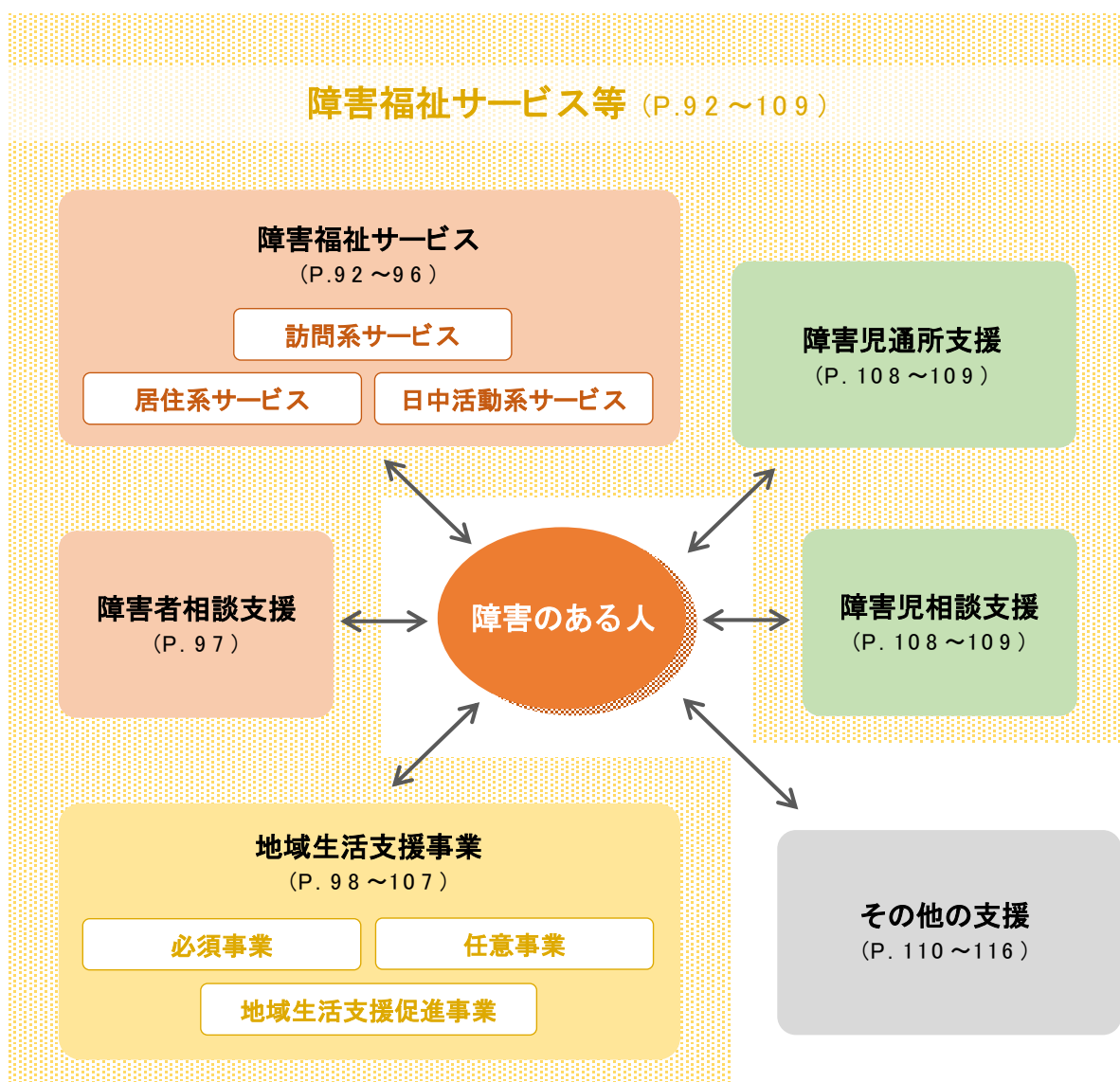
和暦（年度）	H30	R1	R2	R3	R4	R5
西暦（年度）	2018	2019	2020	2021	2022	2023
安城市障害福祉計画	第5期安城市障害福祉計画			第6期安城市障害福祉計画		
安城市障害児福祉計画	第1期安城市障害児福祉計画			第2期安城市障害児福祉計画		

3. 本計画における用語の定義と支援体制

「障害福祉計画」・「障害児福祉計画」における「障害者」という用語については、障害者総合支援法第4条第1項に基づき、障害のある人のうち18歳以上の人とします。また、「障害のある子ども」という用語については、障害者総合支援法第4条第2項及び児童福祉法第4条第2項に基づき、障害のある人のうち18歳未満の人とします。

「障害福祉サービス等」という用語については、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、障害者相談支援、地域生活支援事業及び児童福祉法に基づく障害児通所支援、障害児相談支援を総称することとします。それに伴い、「その他の支援」を発達障害のある人及びその家族等への支援等の障害福祉サービス以外のサービスと定義します。

■ 「障害福祉計画」・「障害児福祉計画」における支援体制



4. 障害福祉サービス等の利用者の状況

(1) 障害支援区分の認定状況

障害者の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示した障害支援区分は、区分1～6までの6段階あり、令和2（2020）年4月1日現在の認定者は704人です。

障害支援区分		単位	実績			見込み		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
低い ↑ 支援の 必要度 ↓ 高い	区分1	人	16	14	12	13	14	15
	区分2	人	80	81	96	108	120	134
	区分3	人	144	155	167	185	204	225
	区分4	人	136	130	134	134	134	134
	区分5	人	124	126	133	141	149	157
	区分6	人	158	164	162	162	162	162
合計		人	658	670	704	743	783	827

各年度4月1日現在

(2) 障害福祉サービス、障害児通所支援及び地域生活支援事業の個別給付事業の支給決定者数

障害福祉サービスの支給決定者数、障害児通所支援の支給決定者数、地域生活支援事業の個別給付事業（移動支援、地域活動支援センター、日中一時支援、訪問入浴の4事業）の支給決定者数の合計は令和2（2020）年4月1日現在で1,558人です。

	単位	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
支給決定者	人	1,368	1,449	1,558	1,655	1,758	1,868

各年度4月1日現在

Ⅱ．基本指針に基づく目標値

1．成果目標について

国の基本指針において市町村が行うものとされている取組に関する成果目標については、次の通りです。

■市町村で設定する成果目標（令和元年度と令和5年度時点の比較）

項 目	国の基準
(1) 施設入所者の地域生活への移行	令和5年度末までに令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行
	令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点と比べて1.6%以上削減
(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	令和5年度末までに各圏域に少なくとも1つを確保しつつ、年1回以上運用状況を検証・検討
(3) 福祉的就労等から一般就労への移行等	令和5年度中に福祉的就労や就労移行支援から一般就労に移行する人を令和元年度実績の1.27倍以上（移行支援事業：1.30倍以上、就労継続支援（A型）：1.26倍以上、就労継続支援（B型）：1.23倍以上）
	令和5年度において一般就労に移行する人のうち就労定着支援事業を利用する者が7割以上
	就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上
(4) 障害児支援の提供体制の整備等	令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保
	令和5年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
	令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に1か所以上確保
	令和5年度末までに県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児支援のため保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等コーディネーターを配置
(5) 相談支援体制の充実・強化等	令和5年度末までに各市町村または各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保
(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	令和5年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築

2. 成果目標に対する目標値

障害のある人の自立支援の観点から、国の基本指針に基づき令和5（2023）年度を目標年度として、次の項目について目標値を設定します。

（1）施設入所者の地域生活への移行

令和5（2023）年度末までに令和元（2019）年度末時点の施設入所者数85人の6％以上を地域生活へ移行するとともに、令和5（2023）年度末時点の施設入所者数を令和元（2019）年度末時点と比べて1.6％以上削減することを目指します。入所者や家族の意向を踏まえ、グループホームを利用する等により地域生活への移行を目指します。

項 目	令和5年度（目標値）
入所施設から地域生活への移行者数（人）	6
施設入所者数の削減見込み（人）	2

障害に関する様々なマーク⑦

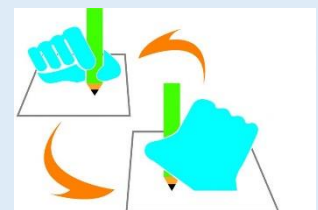
手話マーク

手話を必要としている人がこのマークを提示した場合は「手話で対応をお願いします。」という意味を、施設の窓口等で提示している場合は「手話で対応します」、「手話でコミュニケーションできる人がいます」という意味を示すマークです。



筆談マーク

筆談を必要としている人がこのマークを提示した場合は「筆談で対応をお願いします。」という意味を、施設の窓口等で提示している場合は「筆談で対応します」という意味を示すマークです。

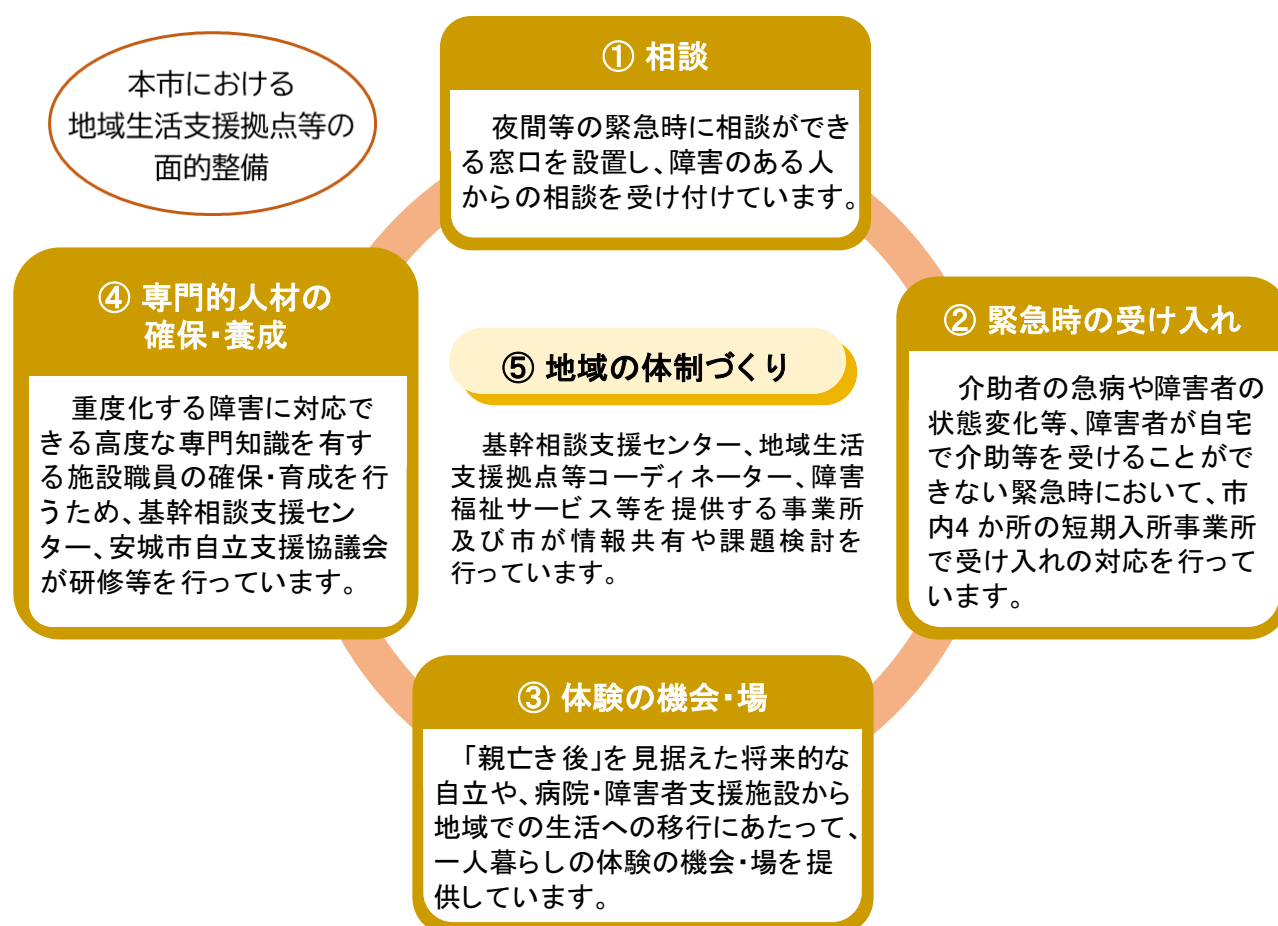


（２）地域生活支援拠点等有する機能の充実

本市では、平成 29（2017）年 4 月から、市内の事業所が連携して機能を担う面的整備により事業を実施しており、毎年運用状況の検証・検討を実施しています。令和 5（2023）年度末までに『地域生活支援拠点等を少なくとも 1 つ確保し、年 1 回以上運用状況を検証・検討する』という成果目標を令和元（2019）年度は達成済みです。令和 3（2021）年度以降は、面的整備を維持しながら求められる機能の実施状況の検証を重ね、機能の充実に努めます。

項 目	令和元年度（現状値）	令和 5 年度（目標値）
地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討（回）	1	1

■安城市の地域生活支援拠点等の概念図



地域生活支援拠点等について

地域生活支援拠点等とは、障害の重度化や、障害のある人や介助する家族の高齢化、「親亡き後」を見据え、障害のある人の生活を地域全体で支えるための支援体制のことです。地域生活支援拠点等に求められる主な機能は、相談、緊急時の受け入れ対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの 5 つを柱としています。

(3) 福祉的就労等から一般就労への移行等

① 福祉的就労や就労移行支援から一般就労への移行者数

令和5（2023）年度中に福祉的就労や就労移行支援から一般就労に移行する人を令和元（2019）年度実績の1.27倍以上（就労継続支援（A型）1.26倍以上、就労継続支援（B型）1.23倍以上、移行支援事業1.30倍以上）とすることを目標とします。関係機関や事業所と連携し、障害特性に応じた就労支援やテレワーク等多様な就業機会の確保に努めます。

項 目		令和元年度（現状値）	令和5年度（目標値）
年間一般就労移行者数（人）	就労継続支援（A型）	6	8
	就労継続支援（B型）	1	2
	就労移行支援	16	21
	生活介護	0	0
	自立訓練	0	0

② 就労定着支援事業の利用者数

安城市内には就労定着支援事業所がないため、市内の日中活動系サービス事業者等に対して設置について促すよう努めます。令和5（2023）年度において福祉的就労等から一般就労に移行する人のうち就労定着支援事業を利用する人が7割以上とする成果目標を達成するように努めます。

項 目	令和元年度（現状値）	令和5年度（目標値）
一般就労への移行者のうち就労定着支援事業の利用者数	0	就労定着支援事業を利用する者が7割以上

③ 就労定着率

安城市内には就労定着支援事業所がないため、市内の日中活動系サービス事業者等に対して設置について促すよう努めます。事業所が設置された場合には、就労定着支援利用開始から1年を経過した人の就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上とする成果目標が達成されるように努めます。

項 目	令和元年度（現状値）	令和5年度（目標値）
就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所	0	事業所全体の7割以上

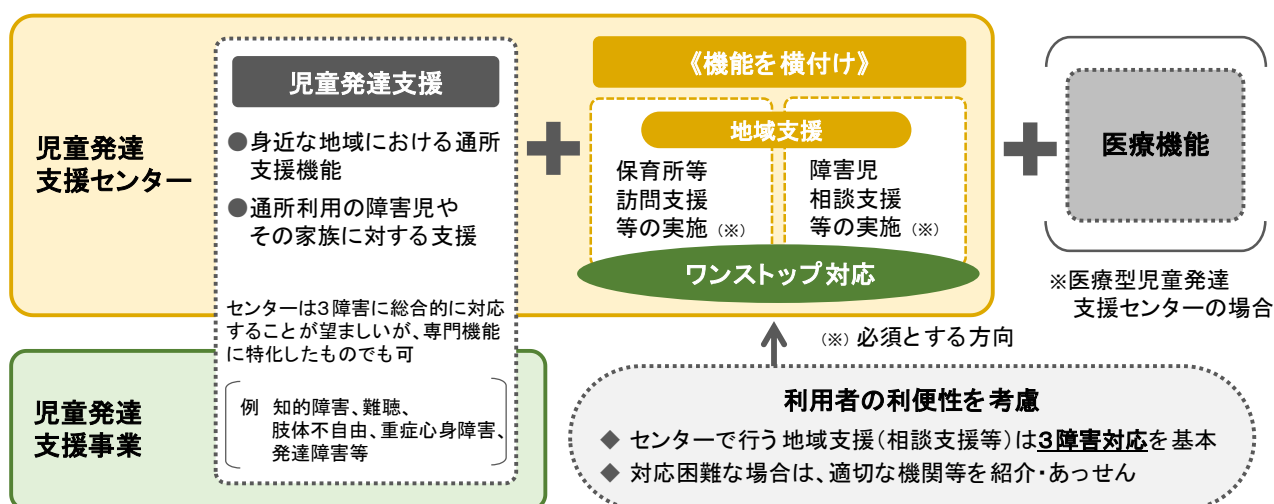
（４）障害児支援の提供体制の整備等

①児童発達支援センターの設置

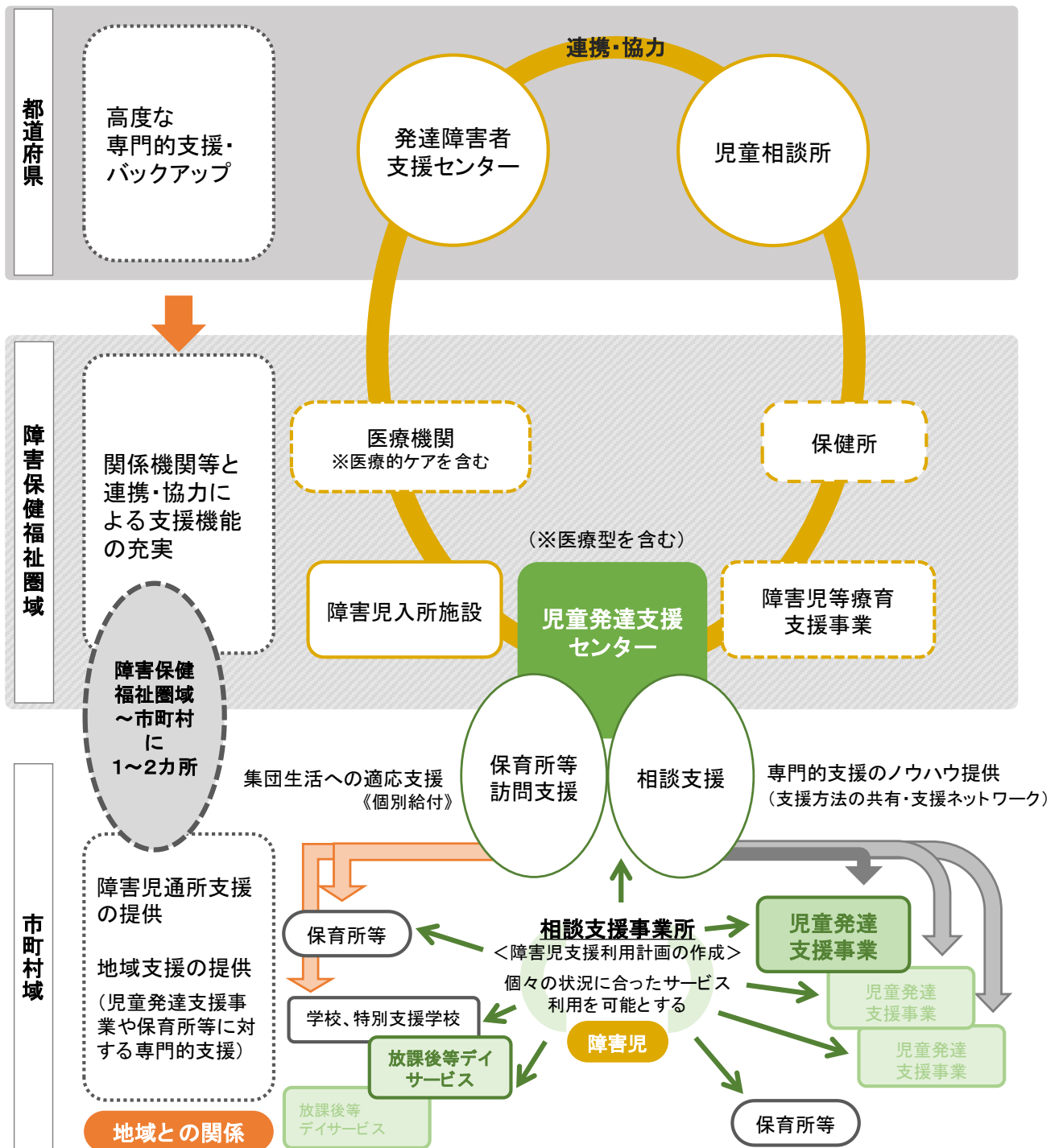
本市では、平成 30（2018）年 7 月から、発達に心配や遅れのある子どもに 18 歳まで継続した支援をするために、子ども発達支援センターあんステップを設置しており、令和 3（2021）年度には、市内の社会福祉法人による新たな児童発達支援センターの設置も予定していますので、令和 5（2023）年度末までに『児童発達支援センターを 1 か所以上確保する』という成果目標を達成済みです。

今後は、子ども発達支援センターあんステップの維持と、新たな児童発達支援センターとの連携を進めるとともに、子ども発達支援センターあんステップを中心として障害のある子どもへの支援が充実するよう努めます。

■児童発達支援センターと事業の概念図



■地域における児童発達支援センターを中核とした支援体制の概念図



②保育所等訪問支援実施体制の整備

本市では、すでに市内事業所において保育所等訪問支援を実施しており、令和 5（2023）年度末までに『保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する』という成果目標を達成済みです。令和 3（2021）年度以降は、その体制の維持・充実に努めます。

③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保

本市では、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所が 4 か所あり、令和 5（2023）年度末までに『主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を 1 か所以上確保する』という成果目標を達成済みです。令和 3（2021）年度以降は、事業所数の維持に努めます。

④主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

本市では、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所が 2 か所あり、令和 5（2023）年度末までに『主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を 1 か所以上確保する』という成果目標を達成済みです。令和 3（2021）年度以降は、事業所数の維持に努めます。

⑤医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

本市では、平成 30（2018）年度に医療的ケア児のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置しており、令和 5（2023）年度末までに『保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置する』という成果目標を達成済みです。令和 3（2021）年度以降は、協議の場の継続に努めます。

⑥医療的ケア児等コーディネーターの配置（P108 参照）

本市では、医療的ケア児等コーディネーターを複数人配置しており、令和 5（2023）年度末までに『医療的ケア児等コーディネーターを配置する』という成果目標を達成済みです。令和 3（2021）年度以降は、医療的ケア児等コーディネーターの配置数の増加に努めます。

（５）相談支援体制の充実・強化等（P114 参照）

本市では、すでに基幹相談支援センター、子ども発達支援センターあんステップ等が、障害の種別や各種ニーズに応じた総合的・専門的な相談支援を実施しています。また基幹相談支援センターが市内相談支援事業所に対して専門的な指導、助言、研修等を行い、相談支援専門員のスキルアップや地域の相談機関との連携体制の確立に向けた取組を実施しており、令和5（2023）年度末までに『総合的・専門的な相談支援の実施』という成果目標及び『地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保』という成果目標は達成済みです。令和3（2021）年度以降は、その体制の維持・充実に努めます。

（６）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築 （P115 参照）

本市では職員の研修参加や日ごろの審査支払事務を通じて、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組をすでに実施しており、令和5（2023）年度末までに都道府県及び市町村において、『障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する』という成果目標を達成済みです。令和3（2021）年度以降は、その体制の維持・充実に努めます。

医療的ケア児等コーディネーター

医療的ケア児等（医療的ケア児・者）とは、人工呼吸器を装着しているなど日常生活を営むために医療を要する状態にある障害のある人のことで、医療的ケア児等コーディネーターは、医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づいて支援に関わる関係機関との連携を図り、とりわけ本人の健康を維持しつつ、生活の場に多職種が包括的に関わり続けることができる生活支援システムを構築するためのキーパーソンです。

医療的ケア児連携会議

安城市では、医療ケア児を支援する保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場として「医療的ケア児連携会議」を行っています。



Ⅲ. 障害福祉サービス等の見込量と確保策

1. 障害福祉サービス

障害福祉サービスは、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスに別れており、それぞれのサービスについて、実績値を踏まえた見込みと確保策について次の通り設定します。

(1) 訪問系サービス

サービス名	内 容
居宅介護	自宅で入浴、食事等を介助するサービス。
重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅での介助や外出時の移動を補助するサービス。
同行援護	視覚障害により移動が著しく困難な人に、外出に必要な情報の提供や移動の援護等を行うサービス。
行動援護	知的障害や精神障害により常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動を補助するサービス。
重度障害者等包括支援	介護の必要の程度が著しく高い人に居宅介護等のサービスを包括的に提供するサービス。

■実績と見込み

サービス名	単位	実績		見込み			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
居宅介護	人/月	151	155	159	164	168	173
	時間/月	2,386	2,298	2,362	2,431	2,491	2,565
重度訪問介護	人/月	5	6	6	7	7	8
	時間/月	533	600	640	700	746	800
同行援護	人/月	18	17	18	20	22	24
	時間/月	176	223	241	262	289	315
行動援護	人/月	17	14	14	15	15	16
	時間/月	174	140	143	149	155	160
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

■見込量の確保策

令和2（2020）年10月1日現在における市内の事業所数は、それぞれ居宅介護が16か所、重度訪問介護が14か所、同行援護が6か所、行動援護が3か所あります。重度障害者等包括支援については事業所がありません。

確保策については、訪問系サービス事業者に対し、既存事業の拡充を働きかけていきます。

なお、重度訪問介護については訪問先が拡大され、日常的に重度訪問介護を利用している最重度の障害者が医療機関に入院した場合にも、医療従事者に本人に合った環境や生活習慣、特殊な介護方法について伝える等、一定の支援が提供できるようになったことから、今後更なる周知を図ります。

（２）日中活動系サービス

サービス名	内 容
生活介護	常に介護が必要な人に、施設での介護や創作的活動等の機会を提供するサービス。
自立訓練（機能訓練）	一定の期間、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行うサービス。
自立訓練（生活訓練）	一定の期間、排泄及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行うサービス。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービス。
就労継続支援 A 型	一般企業での就労が困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービス。（雇用型）
就労継続支援 B 型	一般企業での就労が困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービス。（非雇用型）
就労定着支援	就労支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に、一定の期間、就労の継続に必要な相談、指導等の支援を行うサービス。
療養介護	医療的なケアや常時介護を必要とする人に、主に昼間に病院等において機能訓練、療養上の管理、看護等を提供するサービス。
短期入所（福祉型、医療型）	在宅で障害のある人を介護する人が病気の場合等に、障害のある人に施設に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。

■実績と見込み

サービス名	単位	実績		見込み			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
生活介護	人/月	363	359	360	360	361	362
	人日/月	7,101	7,054	7,060	7,074	7,093	7,113
自立訓練（機能訓練）	人/月	1	0	1	1	1	1
	人日/月	5	0	16	17	18	20
自立訓練（生活訓練）	人/月	2	2	2	3	3	3
	人日/月	15	20	20	22	22	24
就労移行支援	人/月	34	38	38	37	37	37
	人日/月	630	703	737	774	812	851
就労継続支援A型	人/月	135	131	131	134	136	140
	人日/月	2,612	2,524	2,542	2,590	2,631	2,697
就労継続支援B型	人/月	175	202	217	232	249	267
	人日/月	2,711	3,133	3,409	3,598	3,862	4,141
就労定着支援	人/月	2	12	23	32	35	40
	人日/月	2	12	23	32	35	40
療養介護	人/月	14	16	16	16	17	18
	人日/月	474	485	485	485	515	546
短期入所	人/月	76	83	83	84	86	88
	人日/月	369	397	397	402	411	421

■見込量の確保策

令和2（2020）年10月1日現在における市内の事業所数は、それぞれ生活介護は17か所、自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活訓練）は1か所ずつ、就労移行支援は3か所、就労継続支援A型は6か所、就労継続支援B型は9か所、短期入所は4か所あります。就労定着支援と療養介護は市内に事業所はありません。

確保策については、市内の日中活動系サービス事業者等に対して既存事業の拡充や新規施設の設置を働きかけていきます。

また、療養介護は長期入院によるケアが必要な重度の障害者が対象のサービスであり、医療機関が実施主体であることから、事業を実施する医療機関との連携によりサービス見込量の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

サービス名	内 容
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を受けていた障害者が自宅で自立した日常生活を営むため、一定の期間、定期的な巡回訪問や随時通報や相談、情報提供・助言を行うサービス。
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービス。
施設入所支援	主として夜間、施設に入所する障害者に対し、入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行うサービス。

■実績と見込み

サービス名	単位	実績		見込み			
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	82	114	119	128	137	146
施設入所支援	人/月	86	85	84	84	83	83

■見込量の確保策

令和 2（2020）年 10 月 1 日現在における市内の事業所数は、それぞれ共同生活援助（グループホーム）は 7 か所、施設入所支援は 1 か所です。自立生活援助については、平成 30（2018）年 4 月から始まったサービスですが、市内事業所では提供されていません。

確保策については、市内の事業所に対して既存事業の拡充や新規施設の設置を働きかけていきます。

2. 障害者相談支援

障害者相談支援は、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援に別れており、それぞれの相談支援について、実績値を踏まえた見込みと確保策について次の通り設定します。

サービス名	内 容
計画相談支援	障害福祉サービス等の利用を行うときに必要なサービス等利用計画書を作成し、作成した計画が利用者にとって適切かどうかモニタリング等の支援を行うサービス。
地域移行支援	入所施設に入所している人または精神科病院に入院している人等、地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする人に、住居の確保や相談等の必要な支援を行うサービス。
地域定着支援	自宅で一人で生活している障害者に対して、常時の連絡体制を確保するとともに、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行うサービス。

■実績と見込量

サービス名	単位	実績		見込み			
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画相談支援	人/月	276	264	298	342	367	409
地域移行支援	人/月	3	3	4	6	7	7
地域定着支援	人/月	7	10	25	32	39	46

■見込量の確保策

令和2（2020）年10月1日現在における市内の事業所数は、それぞれ計画相談支援は6か所、地域移行支援及び地域定着支援は1か所ずつです。

確保策については、市内の事業所に対して既存事業の拡充及び新規事業所の設置を働きかけていきます。

3. 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、国が示す「地域生活支援事業実施要綱」に基づき、自治体が実施主体となって、地域の特性や利用者の状況に応じて実施する事業です。地域生活支援事業には「必須事業」、「任意事業」と「地域生活支援促進事業」がありますが、本市では次の事業を展開しており、各事業の見込みと確保策を設定することとします。

■本市が実施する地域生活支援事業

区 分	事 業	
必 須 事 業	理解促進研修・啓発事業	
	自発的活動支援事業	
	相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）
	成年後見制度利用支援事業	
	成年後見制度法人後見支援事業	
	意思疎通支援事業	
	日常生活用具給付等事業	
	手話奉仕員養成研修事業	
	移動支援事業	
	地域活動支援センター機能強化事業	
任 意 事 業	日常生活支援	訪問入浴サービス 日中一時支援 地域移行のための安心生活支援
	社会参加支援	レクリエーション活動等支援 芸術文化活動振興 点字・声の広報等発行 自動車運転免許取得・改造助成
	就業・就労支援	知的障害者職親委託事業 更生訓練費支給事業
	障害支援区分認定等事務	
地 域 生 活 支 援 促 進 事 業	障害者虐待防止対策支援事業 成年後見制度普及啓発事業	

【必須事業】

（１）理解促進研修・啓発事業

障害のある人のことや障害特性等に関する地域住民の理解を深めるための研修及び啓発活動を実施することにより、障害のある人が地域生活を営む上で生じる「社会的障壁」を取り除くことを目的とした事業です。

■実績と見込み

本市では、災害時における障害のある人への情報伝達や避難誘導について講習や体験を行う研修を実施したり、市内の障害福祉サービス等事業者と協働して啓発活動を行うなど、機会をとらえて啓発を行っています。

令和3（2021）年度以降も、毎年事業を実施する見込みです。

■見込みの確保策

引き続き機会をとらえて積極的に啓発を行うことで、地域住民の障害に対する理解を深め、共生社会の実現につながるよう努めます。

（２）自発的活動支援事業

障害のある人が安定した地域生活を送ることができるよう、障害のある人やその家族、地域住民等による自発的な活動を支援し、地域住民間の相互理解を深めることを目的とした事業です。

■実績と見込み

本市では、毎年、精神障害者ふれあい促進事業として、精神障害者とその家族を対象にふれあいの場を設け、交流や悩み相談、アドバイス等により障害者の自立を促す団体の活動を支援しています。

令和3（2021）年度以降も、毎年事業を実施する見込みです。

■見込みの確保策

引き続き事業を維持することに努めます。

（３）相談支援事業

障害のある人や、その家族または介護等を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害のある人が安定した地域生活を送ることができるようにすることを目的とした事業です。

■実績と見込み

本市では、障害のある人や、その家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う障害者相談支援事業を実施しています。

また、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置し、専門的知識を有する職員を配置するとともに、市内相談支援事業所に対して専門的な指導、助言、研修等を行い、相談支援専門員のスキルアップや地域の相談機関との連携体制の確立に向けた取組を行う基幹相談支援センター等機能強化事業を実施しています。さらに、障害者相談支援事業等を通じ、障害のある人が一般賃貸住宅へ入居を希望する際に必要な支援を行う住宅入居等支援事業（居住サポート事業）を実施しています。

令和３（2021）年度以降も、毎年事業を実施する見込みです。

■見込みの確保策

地域の相談支援事業所に対して専門的な指導、助言を実施するとともに、人材育成のための研修、自立支援協議会を活用した連携強化のための会議等を実施し、地域の相談支援体制の強化に努めます。

（４）成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービス等の利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者または精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とした事業です。

■実績と見込み

本市では、親族がいらないため申立てができない場合に市長が代わりに申立てを行う「市長申立」、及び、審判の請求や成年後見人に対する報酬費用に係る助成制度として「成年後見制度利用支援事業」を実施しています。

令和３（2021）年度以降も、毎年事業を実施する見込みです。

■見込みの確保策

引き続き事業を継続し、障害者の権利擁護が図られるよう努めます。

（５）成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とした事業です。

■実績と見込み

本市では、社会福祉協議会が、親族がおらず低所得である人を対象とした法人後見受任業務を実施しており、成年後見制度における法人後見の実施体制を確保しています。

令和3（2021）年度以降も、引き続き社会福祉協議会が実施する事業を支援する見込みです。

■見込みの確保策

引き続き社会福祉協議会による法人後見業務を支援することで、障害者の権利擁護に努めます。

（６）意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とした事業です。

本市では、市役所と社会福祉会館にそれぞれ手話通訳者を配置するとともに、障害のある人等からの求めに応じて手話通訳者や要約筆記者を派遣することで、障害のある人の意思疎通を支援しています。

■実績と見込量

事業名	単位	実績		見込み			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者設置事業	人	1	2	2	2	2	2
手話通訳者派遣事業	回/年	384	364	392	419	431	457
要約筆記者派遣事業	回/年	57	36	36	36	36	36

■見込量の確保策

手話通訳者の配置及び手話通訳者及び要約筆記者の派遣を継続し、障害のある人の意思疎通を支援します。また、必要な人が利用できるよう制度の周知を行い、見込量の確保に努めます。

（７）日常生活用具給付等事業

主に在宅で生活する障害のある人に対して、ストマ用装具や紙おむつ、電気式たん吸引器等の日常生活用具を給付または貸与すること等により、日常生活の便宜を図ることを目的とした事業です。

■実績と見込み

本市では、厚生労働省告示「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 1 項第 6 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具」に基づく下記の用具について、障害の程度に応じて定められた給付を実施しています。

- ① 介護・訓練支援用具
- ② 自立生活支援用具
- ③ 在宅療養等支援用具
- ④ 情報・意思疎通支援用具
- ⑤ 排泄管理支援用具
- ⑥ 居宅生活動作補助用具

令和 3（2021）年度以降も、毎年給付を実施する見込みです。

■見込みの確保策

引き続き事業を継続し、障害のある人が自宅等で安定した日常生活を営むことができるよう努めます。また、給付対象者のニーズや社会情勢等に配慮しながら、適切な日常生活用具の給付または貸与に努めます。

（８）手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障害のある人を支援するため、手話での日常会話に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した人を養成することを目的とした事業です。

■実績と見込み

本市では、毎年手話奉仕員養成講座を実施しています。

令和 3（2021）年度以降も、毎年手話奉仕員養成講座を実施する見込みです。

■見込みの確保策

手話奉仕員の養成講座を継続し、支援を必要とする人に適切な支援が届けられるよう努めます。

（９）移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とした事業です。

本市では、自立生活及び社会参加のための外出を希望する障害のある人に対して、移動支援事業者が支援を実施しています。

■実績と見込み

区分	単位	実績		見込み			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
事業所数	か所（市内）	13	14	15	15	15	15
利用者数	人/月	203	200	202	210	214	218
利用延時間	時間/月	1,375	1,369	1,382	1,437	1,450	1,492

■見込量の確保策

障害福祉サービス等事業者に対して、既存事業の拡充や新規での事業所設置を働きかけていきます。

（10）地域活動支援センター機能強化事業

障害者に対して、創作的活動、生産活動の機会提供及び相談等を通して自立と社会参加を促進することを目的とした事業です。

本市では、主に精神障害者を対象とした地域活動支援センターを設置しており、地域活動支援センターの基本事業として、障害者の自立と社会参加を促進するために、日中の居場所としてのフリースペースの確保や、社会参加の促進を目的とした各種プログラム活動を実施しています。また、機能強化事業として、専門職員（精神保健福祉士）を配置し、障害に対する理解促進のための啓発活動等を実施しています。

■実績と見込み

区分	単位	実績		見込み			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
事業所数	か所（市内）	1	1	2	2	2	2
利用者数	人/年	4,859	5,590	5,651	6,231	6,831	7,390

■見込量の確保策

引き続き地域活動支援センターの維持に努めます。また、障害福祉サービス等事業者等に対して新規事業所設置を働きかけていきます。

【任意事業】

（１）日常生活支援

①訪問入浴サービス

家庭の浴槽での入浴が困難な重度の身体障害のある人に対して、入浴サービスを実施することにより、健康の増進およびその家族の介護の軽減を図ることを目的としたサービスです。

本市では、重度の身体障害のため、家庭の浴槽での入浴が困難な障害のある人に対して、本市と委託契約を結んだ訪問入浴サービス事業所が自宅を訪問し、入浴に関するサービスを提供しています。

■実績と見込量

区分	単位	実績		見込量			
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
事業所数	か所（市内）	4	5	5	5	5	5
利用者数	人/月	22	21	21	21	21	21
利用延回数	回/月	133	141	143	145	147	149

■見込量の確保策

本市と契約を結んだ訪問入浴サービス事業所に対し事業拡充を働きかけることやその他の事業所に広く新規事業所設置を働きかけることで、見込量の確保に努めます。

②日中一時支援

障害のある人の日中における活動の場を確保するとともに、その家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とするサービスです。

本市では、本市と委託契約を結んだ日中一時支援事業所が、障害のある人の日中における活動の場を確保しています。

■実績と見込量

区分	単位	実績		見込量			
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
事業所数	か所（市内）	13	12	12	12	12	12
利用者数	人/月	229	255	256	256	257	258
利用延回数	回/月	1, 169	1, 377	1, 400	1, 402	1, 404	1, 406

■見込量の確保策

本市と契約を結んだ日中一時支援事業所に対し事業拡充を働きかけることやその他の事業所に広く新規事業所設置を働きかけることで、見込量の確保に努めます。

また、障害のある人を支える家族の就労形態が多様化していることから、他の障害福祉サービス等やその他の支援等との連携により、時代に即した家族の就労支援のより良いあり方についても検討します。

③地域移行のための安心生活支援

障害のある人が地域で安心して暮らすための支援体制を整備することにより、障害があっても地域で暮らしていけるよう地域生活への移行や定着を支援することを目的とした事業です。

本市では、地域生活支援事業の取組の一つとして、地域における自立を促進するための自立生活体験の場や、地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図る地域生活支援拠点等コーディネーターを配置し、障害のある人の地域生活を支える体制を整えています。

■実績と見込み

本市では、平成 29（2017）年度に地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図る地域生活支援拠点等コーディネーターを配置し、障害のある人の地域生活を支える体制を整えました。また、平成 30（2018）年度には地域生活支援事業の取組の一つとして、地域における自立を促進するための自立生活体験の場を確保しました。

令和 3（2021）年度以降も、地域生活支援拠点等コーディネーターの配置、自立生活体験の場の確保を行う見込みです。

■見込みの確保策

引き続き事業を継続し、障害のある人が地域で安心して暮らしていける支援体制の維持・充実に努めます。

(2) 社会参加支援、就業・就労支援、障害支援区分認定等事務

① 社会参加支援

障害のある人の社会参加を促進することを目的とする事業です。

■実績と見込み

本市では、社会参加支援として、レクリエーション活動等支援（障害者社会参加促進、心身障害者ふれあい促進）、芸術文化活動振興（障害者講座）、点字・声の広報等発行、自動車運転免許取得・自動車改造助成を実施しています。

令和3（2021）年度以降も、毎年実施する見込みです。

■見込みの確保策

引き続き事業を継続し、障害のある人の社会参加の促進に努めます。

②就業・就労支援

障害者の就業・就労促進を図ることにより、障害者の福祉の向上を図る事業です。

■実績と見込み

本市では、就業・就労支援として、知的障害者職親委託事業、更生訓練費支給事業を実施しています。

令和3（2021）年度以降も、毎年実施する見込みです。

■見込みの確保策

引き続き事業を継続し、障害者の就業・就労促進に努めます。

③障害支援区分認定等事務

障害福祉サービスの円滑な利用を促進するため、障害支援区分認定等事務を適切に実施します。

■実績と見込み

本市では、障害支援区分認定等事務として、障害支援区分認定調査、医師意見書作成及び審査会の運営の事務を実施しています。

令和3（2021）年度以降も、毎年実施する見込みです。

■見込みの確保策

引き続き事業を継続し、障害者の地域生活を支えていくことに努めます。

【地域生活支援促進事業】

（１）障害者虐待防止対策支援事業

障害者虐待防止対策支援事業は、障害者虐待の防止や早期発見、迅速な対応、適切な支援のため、地域における行政、福祉、医療等の関係機関の支援体制の強化や協力体制の整備を図ることを目的としています。

■実績と見込み

本市では、障害者虐待防止対策支援事業として保健師を配置し、虐待時の対応のための体制整備を図っています。

令和3（2021）年度以降も、毎年実施する見込みです。

■見込みの確保策

関係機関との連携を十分に図ることで、虐待の防止や早期発見・早期対応していくため、事業を進めていきます。

（２）成年後見制度普及啓発事業

成年後見制度普及啓発事業は、成年後見制度の利用を促進することにより、障害者の権利擁護を図ることを目的とします。

■実績と見込み

本市では、成年後見人として活動する司法書士等による講演会を開催するなど普及啓発に取り組んでいます。

令和3（2021）年度以降も、毎年開催する見込みです。

■見込みの確保策

法人後見業務を行う社会福祉協議会と連携し、成年後見制度の普及啓発に努めます。

4. 障害児通所支援・障害児相談支援

障害児通所支援は、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援に分かれており、これらと障害児相談支援について、実績値を踏まえた見込みと確保策について設定します。

また、医療的ケア児等コーディネーターの配置について、地域のニーズ等を勘案して設定します。

障害児通所支援等を行うには、障害のある子ども本人の最善の利益を考慮しながら、障害のある子どもの健やかな育成を支援することが必要です。関係機関が連携を図り、障害のある子どものライフステージに応じて、保健・医療・障害福祉・保育・教育・就労支援等に関する切れ目のない支援を提供する体制の構築を図る必要があるとともに、障害のある子どもが障害児通所支援を利用することで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

本市では、障害の疑いのある段階から身近な地域で支援できるように、障害のある子どもとその家族に対し、障害児通所支援及び障害児相談支援を実施しています。本市の障害児福祉施策の一層の充実のために、次のサービスの見込量を設定します。

区分	内 容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行うサービス。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援と治療を行うサービス。
放課後等デイサービス	放課後や学校の休校日に、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進等の支援を行うサービス。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害のある子どもに対して、障害のある子ども以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行うサービス。
居宅訪問型児童発達支援	重度障害の状態等で外出が著しく困難な障害のある子どもに、居宅を訪問し、日常生活動作の指導、知識技能の付与、訓練等を行うサービス。
障害児相談支援	障害のある子どもが障害児通所支援を利用する際に、必要なサービス等利用計画書を作成し、作成した計画が障害のある子どもにとって適切かどうかモニタリング等の支援を行うサービス。
医療的ケア等を必要とする障害のある子どもに対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア等を必要とする障害のある子どもに対し、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置する事業。

■実績と見込み

区分	単位	実績		見込み			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童発達支援	人/月	68	93	103	113	124	135
	人日/月	1,237	1,325	1,445	1,575	1,767	1,923
医療型児童発達支援	人/月	2	1	1	1	1	1
	人日/月	18	7	7	7	7	7
放課後等デイサービス	人/月	331	353	378	403	428	453
	人日/月	3,436	3,797	4,169	4,335	4,720	4,873
保育所等訪問支援	人/月	1	1	1	2	2	2
	人日/月	1	2	2	4	4	4
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	1	1	1	1
	人日/月	0	0	5	5	5	5
障害児相談支援	人/月	103	125	131	138	145	153

また、本市では医療的ケア等を必要とする障害のある子どもに対する関連分野の支援を調整するコーディネーター（医療的ケア児等コーディネーター）を複数人配置しています。

令和3（2021）年度以降も、引き続き配置するとともに、市内の事業所に対して、愛知県が実施している医療的ケア児等コーディネーター養成研修への出席を働きかけて、配置人数を増員する見込みです。

■見込量の確保策

児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援については増加していく見込みのため、事業所等と連携して受け入れ体制の構築を行っていきます。

また、障害のある子どもを支える家族の就労形態が多様化していることから、児童発達支援、放課後等デイサービス等について、他の障害福祉サービス等やその他の支援等との連携により、時代に即したより良い家族の就労支援のあり方についても検討します。

IV. その他の支援の見込量と確保策

1. 発達障害のある人及びその家族等に対する支援

発達障害のある人の早期発見・早期支援には、発達障害のある人及びその家族等への支援が重要です。保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニングやペアレント・プログラム等による支援が重要になっています。

本市では、発達障害のある人及びその家族等に対する支援体制の構築に向け、見込みと確保策について次の通り設定します。

(1) ペアレントトレーニングやペアレント・プログラム等の支援プログラムの受講者数

子ども発達支援センターあんステップでペアレント・プログラムやS S T等の支援プログラムを行っています。

■実績と見込量

区分	単位	実績		見込み			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援プログラムの受講者	人	32	39	42	42	42	42

■見込量の確保策

子ども発達支援センターあんステップによる支援プログラムについての周知に努めます。

(2) ペアレントメンターの人数

ペアレントメンターとは、発達障害のある子の子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のことを言います。愛知県が養成講座を行っています。

■現状と見込み

項 目	現状	令和5年度（見込み）
ペアレントメンターの確保	未確保	確保

■見込みの確保策

愛知県で行っている養成講座の周知などに努めます。

（３）ピアサポート活動への参加人数

ピアサポートとは、仲間同士の支え合いのことであり、障害領域におけるピアサポート活動が拡がりをみせています。

■現状と見込み

項 目	現状	令和5年度（見込み）
ピアサポート活動への参加	未実施	実施

■見込みの確保策

精神障害のある人へのピアサポート活動についてはすでに行っているため、今後は発達障害のある人へのピアサポート活動が実施できるよう努めます。



2. 精神障害に対する重層的な連携による支援体制

基本指針における精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、主に都道府県による取組となっており、その中で市町村は精神障害に対する重層的な連携による支援体制についての見込みを設定することになっています。

本市では、重層的な連携による支援体制の構築に向け、見込みと確保策について次の通り設定します

(1) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催状況

①協議の場の開催回数

■実績と見込み

現在、本市では自立支援協議会において協議の場を設けています。

令和3（2021）年度以降も、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を年1回以上開催する見込みです。

■見込みの確保策

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を開催し、重層的な連携体制を構築するよう努めます。

②協議の場への関係者ごとの参加者数

■実績と見込量

区分		単位	実績			見込量		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健関係者		人	1	1	1	1	1	1
医療機関	精神科	人	4	4	4	4	4	4
	精神科以外	人	1	2	2	2	2	2
福祉関係者		人	12	9	12	12	12	12
介護関係者		人	0	0	0	0	0	1
当事者及び家族等		人	0	0	0	0	0	1

■見込量の確保策

現在、本市では介護関係者や当事者及び家族等が協議の場に参加していないため、今後必要に応じて参加を働きかけていきます。

③協議の場における目標設定及び評価の実施回数

■実績と見込み

自立支援協議会における協議では、毎年協議を進めるうえで必要な目標設定とその評価を実施しています。

令和3（2021）年度以降も、毎年目標設定および評価を実施する見込みです。

■見込みの確保策

引き続きこの取組を継続し、精神障害のある人の地域生活を支援する体制の構築に努めます。

（2）精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助の利用者数

■実績と見込量

区分	単位	実績		見込み			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障害者の地域移行支援（利用者数）	人	6	6	6	6	7	7
精神障害者の地域定着支援（利用者数）	人	9	18	25	32	39	46
精神障害者の共同生活援助（利用者数）	人	18	24	26	30	34	39
精神障害者の自立生活援助（利用者数）	人	0	0	0	0	0	0

■見込量の確保策

現在、本市では精神障害者の人数が増加傾向にあり、特に地域定着支援、共同生活援助に対するニーズの高まりが見込まれることから、相談支援専門員の研修等を行い、相談支援のスキルアップを図る等により支援体制の強化に努めます。

3. 相談支援体制の充実・強化のための取組

相談支援については、アンケート結果から福祉サービスの中において現在の利用及び今後の利用意向の割合が最も高くなっているため、ニーズやこれまでの実績を踏まえ、見込みと確保策について設定します。

(1) 総合的・専門的な相談支援の実施

■実績と見込み

本市では、基幹相談支援センター、子ども発達支援センターあんステップ等が、障害の種別や各種ニーズに応じた総合的・専門的な相談支援を実施しています。

令和3（2021）年度以降も、毎年総合的・専門的な相談支援を実施する見込みです。

■見込みの確保策

引き続き、相談支援専門員の確保や相談支援専門員に対する研修の開催等により、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の充実に努めます。

(2) 地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保

■実績と見込量

区分	単位	実績		見込み			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	51	60	60	60	60	60
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	件	6	9	9	9	9	9
地域の相談機関との連携強化の取組の実施件数	件	15	16	16	16	16	16

■見込量の確保策

本市では、基幹相談支援センターが市内相談支援事業所に対して専門的な指導、助言、研修等を行い、相談支援専門員のスキルアップや地域の相談機関との連携体制の確立に向けた取組を実施しています。引き続き、これらの取組を実施し、地域における相談支援体制の強化に努めます。

4. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

障害福祉サービス等の質を向上させるために実施する取組について、これまでの実績を踏まえ、見込みと確保策を設定します。関係職員の資質向上と事業所や関係自治体等との連携強化に努めます。

（１）県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加者数

■実績と見込み

愛知県が実施する障害福祉サービス等に係る新人研修または専門的な研修等に必要に応じて随時市職員が参加しています。

令和3（2021）年度以降も、愛知県が実施する研修の内容や定員に応じて、市職員が参加する見込みです。

■見込みの確保策

引き続き、愛知県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等に市職員が参加することにより、関係職員の資質向上に努め、障害福祉サービス等の質の向上につなげます。

また、障害福祉サービス等事業者の職員等についても、愛知県が実施する障害福祉サービス等に係る研修・養成講座等に参加できるような体制の整備に努めます。

（２）審査支払に係る分析結果を事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数

■実績と見込み

本市では、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析し、随時関係事業所と情報を共有して審査支払等システムへの入力改善を図っています。

令和3（2021）年度以降も、体制の実施を見込んでいます。

■見込みの確保策

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果について、事業所が愛知県国民健康保険団体連合会に提出する障害者自立支援審査請求の改善を図るため、引き続き各事業所と情報共有できる体制を実施します。

5. 子ども・子育て支援

本市では、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供と保育の量の確保、教育・保育の質の向上による子ども・子育て支援の充実を目指して「安城市子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～令和6年度）を策定しています。その取組に関連して、子ども・子育て支援の観点から推進する取組について、現状やニーズを踏まえ、見込みと確保策を設定します。

（１）保育園・認定こども園における障害のある子どもの受け入れ

■現状と見込み

本市では、保育園や認定こども園で障害のある子どもの受け入れを実施しています。
令和3（2021）年度以降も、障害のある子どもの受け入れを実施する見込みです。

■見込みの確保策

令和2（2020）年4月1日時点で、保育園・認定こども園は障害のある子どもの受け入れが可能となっており、今後も通園対象となる児童の受け入れ体制の充実に努めます。

（２）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における障害のある子どもの受け入れ

■現状と見込み

放課後児童健全育成事業は、保護者が仕事等で昼間家庭にいない小学生の児童を対象に、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。本市では、放課後児童クラブで障害のある子どもの受け入れを実施しています。

令和3（2021）年度以降も、障害のある子どもの受け入れを実施する見込みです。

■見込みの確保策

令和2（2020）年4月1日時点で、放課後児童クラブは障害のある子どもの受け入れが可能となっており、今後も児童の受け入れができるよう努めます。

